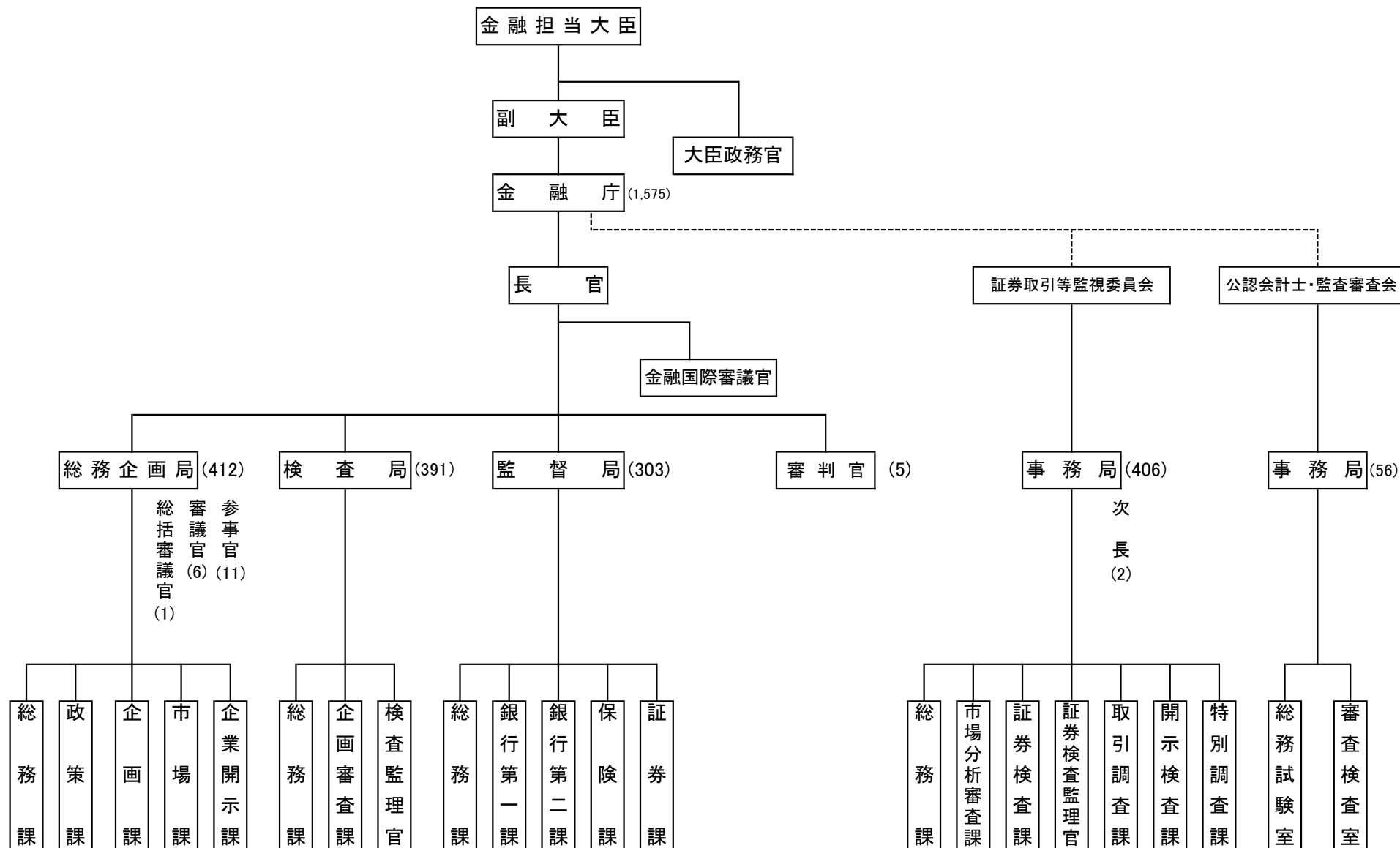


# 金融庁の組織（平成29年度）



※ 数字は、平成29年度末定員。  
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

## 金融担当大臣

### 内閣府設置法（抜粋）

#### （特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国务大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

#### （所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 （略）

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 （略）

## 金融庁の各局等の所掌事務(平成29年7月)

部局 課室等	所掌事務
総務企画局	金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
資産運用支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上に必要な制度等の企画・立案 等
企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
調査室	経済金融情勢に関する調査 等
信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検査局	民間金融機関等の検査
総務課	検査局の総括、金融検査の実施 等
リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監督局	民間金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督上の調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
金融会社室	ノンバンクの監督 等
銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
保険課	保険会社等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
証券課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審判官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	不公正事案の調査 等
開示検査課	開示事案の検査 等
特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

平成30年7月10日

金融庁

### 金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

#### <組織再編の内容>

- 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。  
(総務企画局、検査局の廃止)
- 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。  
(総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設)
- 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。  
(企画市場局の新設)
- 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。(監督局)

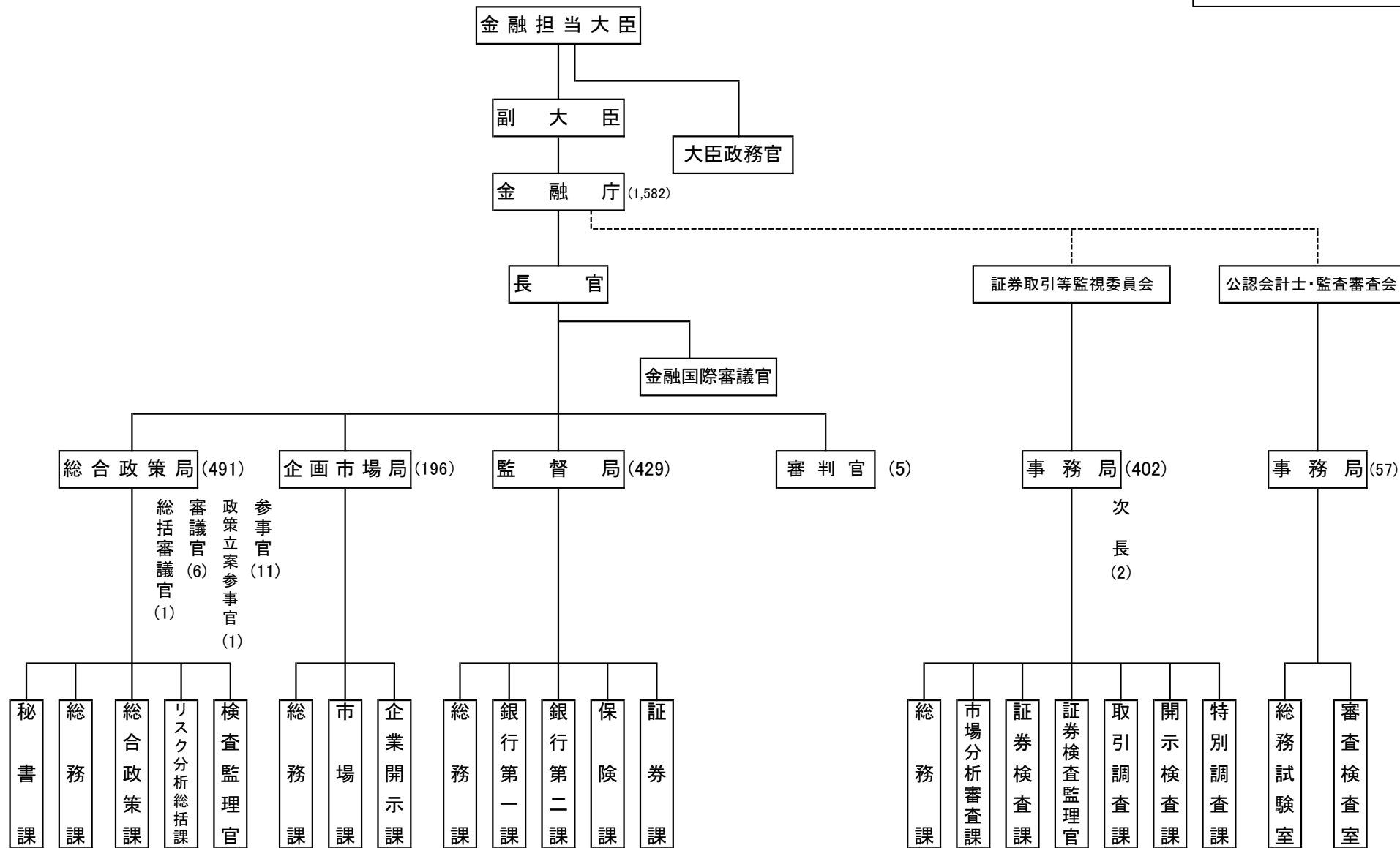
なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

(別紙) 組織再編後の金融庁の組織

(以上)

# 金融庁の組織（平成30年度）

組織再編後



※ 数字は、平成30年度末定員。  
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

## 金融庁の各局等の所掌事務(平成30年7月)

部局 課室等	所 掌 事 務
総合政策局	総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究 等
資産形成支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供 等
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進 等
リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
検査監理官	重要な検査の実施 等
企画市場局	国内金融に関する制度の企画・立案 等
総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案 等
フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案 等
信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案 等
保険企画室	保険に関する制度の企画・立案 等
調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分 等
監 督 局	金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進 等
金融会社室	貸金業を営む者、仮想通貨交換業者等の監督 等
信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
銀行第一課	銀行業を営む者等の監督 等
銀行第二課	銀行業を営む者（一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等）の監督 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進 等
協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督 等
保 險 課	保険業を行う者等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者（損害保険会社、少額短期保険業者等）の監督 等
証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資助言・代理業者、投資運用業者、適格機関投資家等特例業者等の監督 等
審 判 官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査 等
証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	金融商品取引法に基づく不公正事案の調査 等
開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査 等
特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

# 平成28事務年度 金融レポート

## 主なポイント



平成29年10月

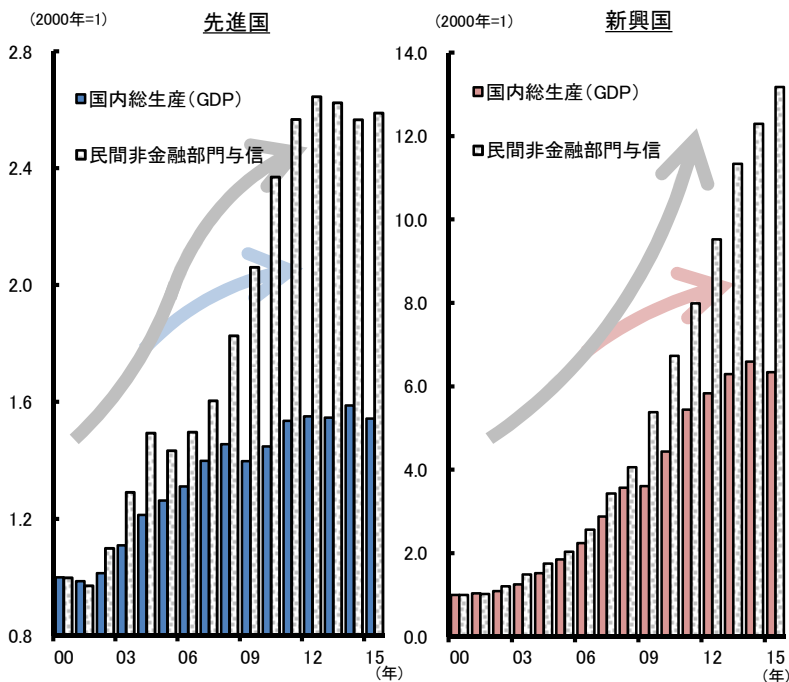
金融庁

# I. 金融システムの健全性確保と金融仲介機能の発揮

## 世界経済・金融市場動向

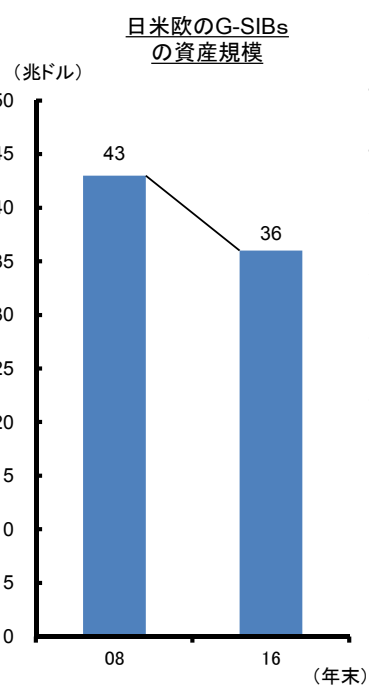
- 民間非金融部門に対する与信の伸びは経済成長を上回るペースで拡大
- 金融規制強化等により、先進国の銀行セクターの規模は縮小する一方、ノンバンクの規模は拡大
- 多くのリスク性資産の価格が上昇を続けており、また、金融市場のボラティリティは歴史的にも低い水準
- 世界経済は回復基調だが、今後の金利状況の変化等が経済・市場に与える影響について注視する必要

GDPと民間非金融部門与信の関係



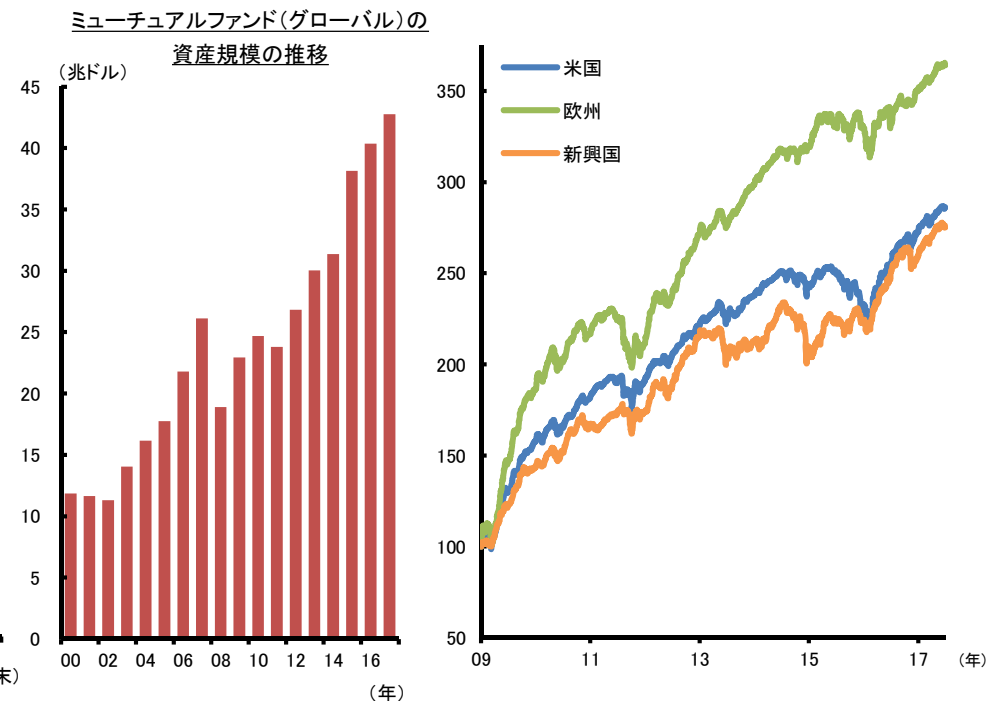
(注1) 先進国は、日、米、英、ドイツ、フランス。新興国は、ブラジル、ロシア、中国、インド。  
 (注2) GDPは、各国の名目GDPをドル建換算し、合計したもの。  
 (資料) 国際連合、BISより、金融庁作成。

先進国の銀行セクターとノンバンクの資産規模



(注) 日本は、年度末の計数。  
 日本以外の国は、その12月末の計数。  
 (資料) Bloombergより、金融庁作成。

ハイイールド債価格の推移



(注) 2015年にデータ定義変更。  
 (資料) Investment Company Instituteより、金融庁作成。

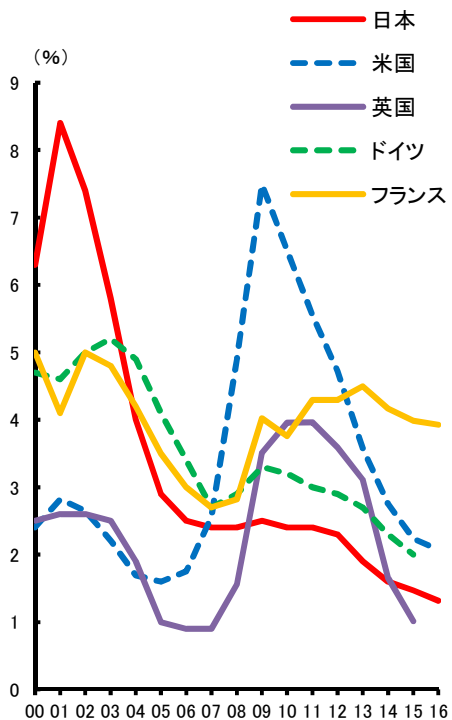
(注1) Bloomberg算出のハイイールド債インデックス。  
 (注2) 2009年1月を100として指数化。  
 (資料) Bloombergより、金融庁作成。



# 我が国の預金取扱金融機関の現状

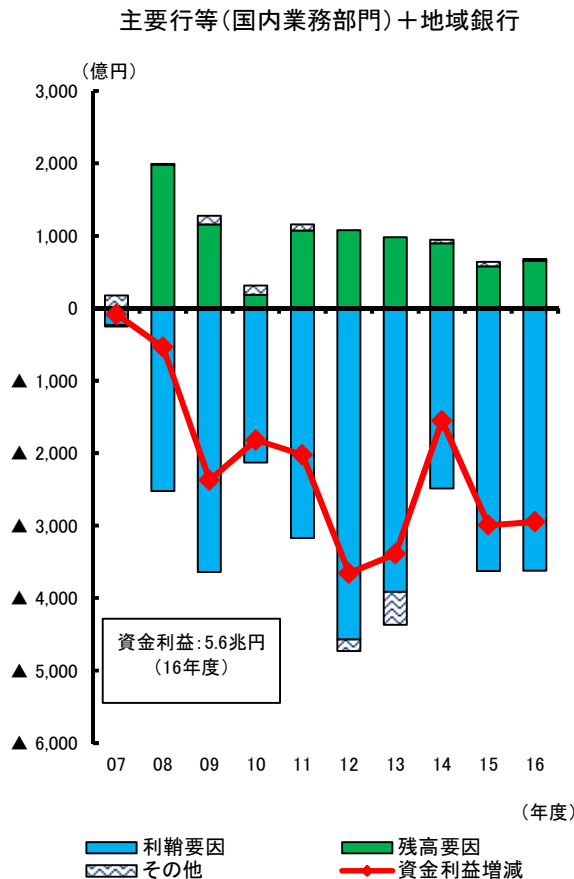
- 預金取扱金融機関の不良債権比率は、歴史的にも国際的にも低い水準
- 収益の主体である国内資金利益は、貸出利鞘の縮小から減少が継続。持続可能なビジネスモデルの構築が課題
- 円金利リスク量は、地域金融機関で拡大傾向。自己資本対比で地域銀行は主要行等の約3倍、信用金庫・信用組合は約4倍
- 世界的な経済・市場の動向に不確実性がある中、金利リスク等の適切な管理が重要

## 不良債権比率の推移



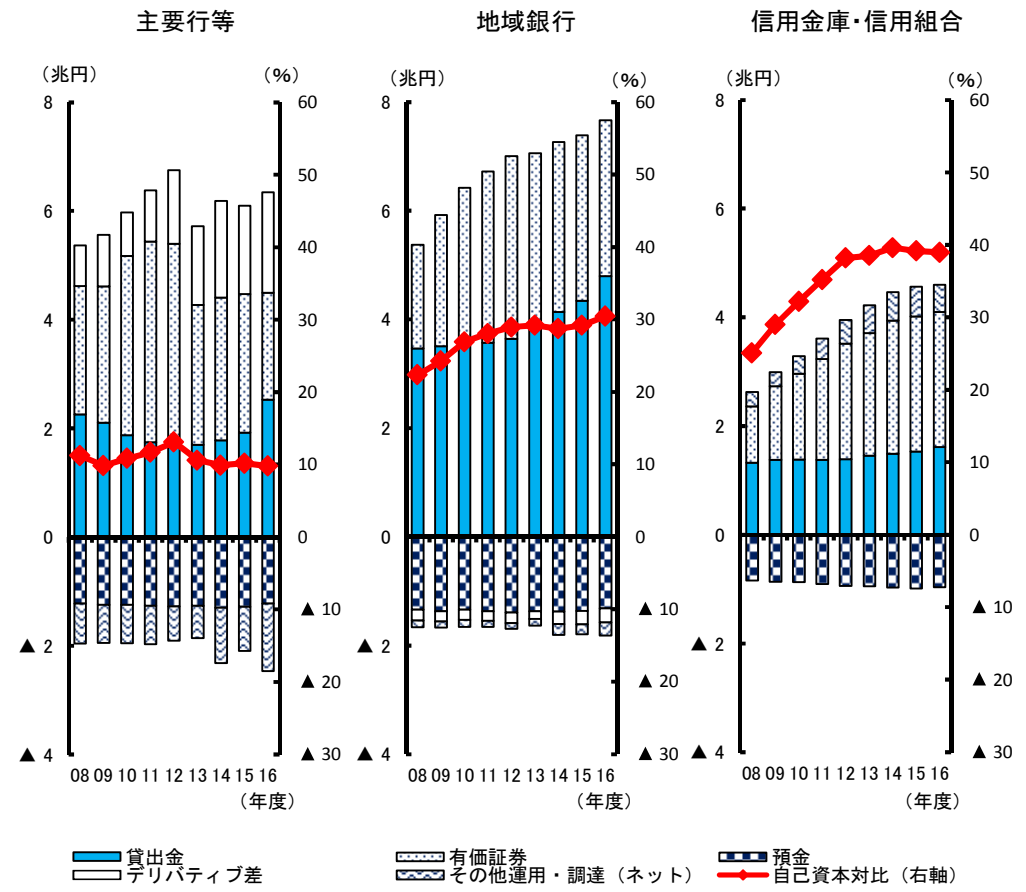
(注) 日本は、年度末の計数。  
日本以外の国は、その年の12月末の計数。  
(資料) CEICより、金融庁作成。

## 資金利益(株式除く)の増減要因



(資料) 金融庁

## 円金利リスク量の推移

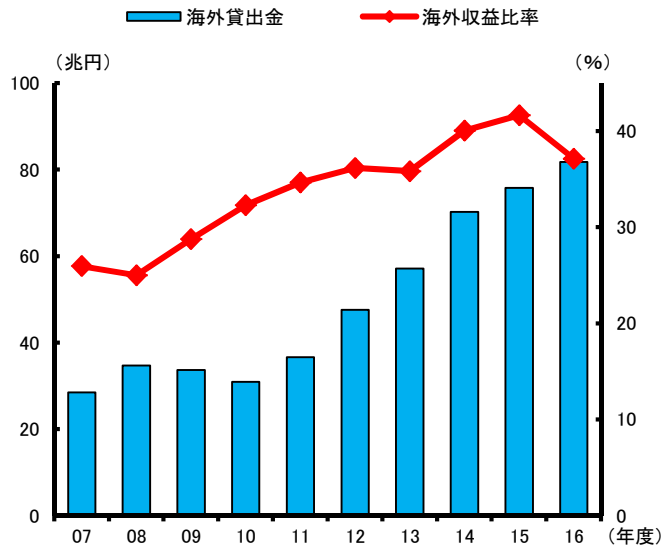


(注) 円金利リスク量は、金利が平行シフトで1%ポイント上昇した場合の現在価値の変化。  
(資料) 金融庁

## 3メガバンクグループ

- 3メガバンクグループの自己資本・収益は安定的に推移しているが、海外業務の急拡大に伴い、世界経済・市場環境の変化に対する機動的な資産管理や安定的な外貨調達確保が課題。国内においても、低金利環境の継続を前提とした貸出が拡大しており、規律ある審査や期中管理が必要
- グループ連携ビジネス（銀行、信託、証券等）の拡大により、利益相反管理や優越的地位の濫用防止の重要性が増加。持株会社の適切な関与の下、顧客本位の業務運営が浸透することが重要
- テクノロジーの進化等金融を取り巻く環境への対応を遅れることなく実行できる質の高いガバナンスの構築が重要
- 政策保有株式の保有比率は、依然として欧米と比べ高い。株価変動リスクの軽減が引き続き重要な課題

3メガバンクの海外貸出金と海外収益比率の推移



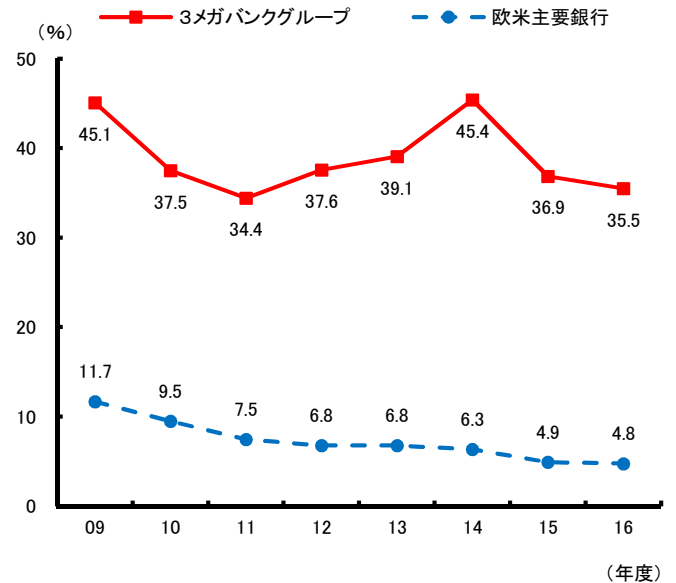
(注) 海外貸出金は、国際業務部門の貸出金(平残)。  
海外収益比率は、業務粗利益全体に占める国際業務部門の割合。  
(資料) 各社公表資料に基づき、金融庁作成。

ドル調達コストの推移



(注) ドル調達コストは、短期(3ヶ月)の為替スワップによる円投ドル転コスト。  
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

3メガバンクグループと欧米主要銀行の株式保有比率の比較



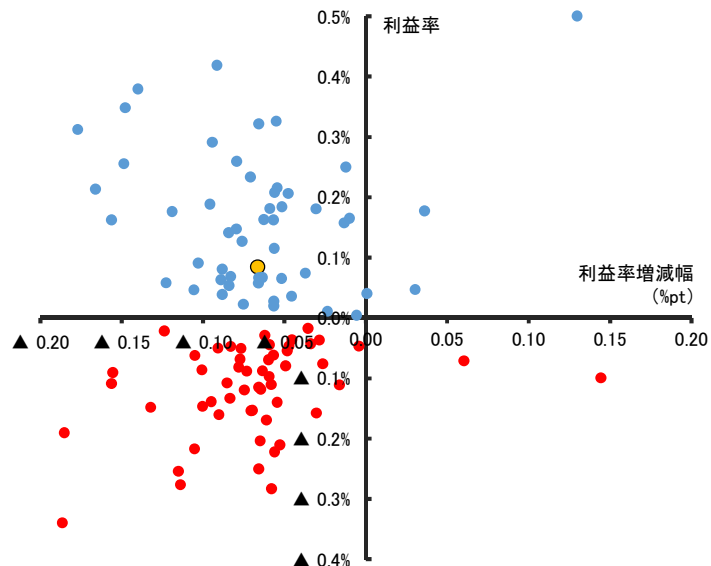
(注) 株式保有比率: 株式保有残高(時価) ÷ Tier1(各期末時点)。  
上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。  
(資料) 各社公表資料等に基づき、金融庁作成。

## 地域金融機関（1/2）

- 現状、地域銀行のバランスシートの健全性に問題はないが、貸出利鞘の縮小により、本業利益（貸出・手数料ビジネス）がマイナスとなる銀行が年々増加
- ハイリスクな有価証券運用、不動産融資（アパート・マンションローンを含む）の拡大等により、足下の利益を確保する動き
- ビジネスモデルの持続可能性に懸念のある地域金融機関が増える一方、経営改革に取り組む先も徐々に増加

### 顧客向けサービス業務の利益率とその増減幅 （2016年3月～2017年3月）

2017年3月期の本業利益は、ほとんどの地域銀行で減少しており、過半数の銀行でマイナス



(注1) ● は地域銀行106行の平均値

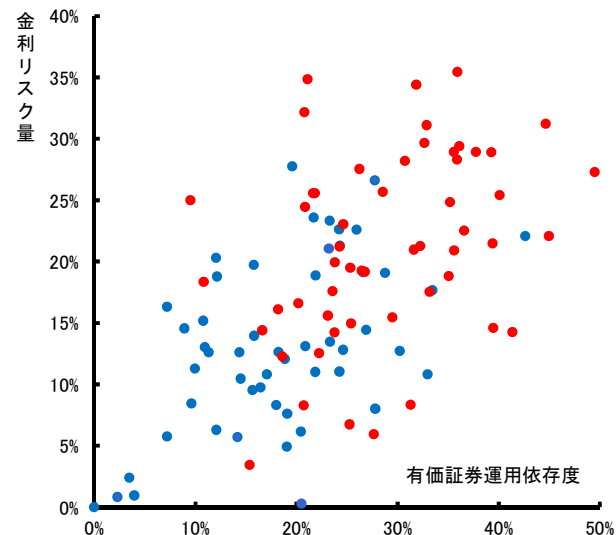
(注2) 顧客向けサービス業務の利益率

= (貸出残高×預貸金利回り差+投資取引等利益-営業経費) / 預金(平残)

(資料) 金融庁

### 金利リスク量と有価証券運用依存度の状況 （2017年3月）

本業利益がマイナスとなっている地域銀行の多くは有価証券運用への依存を高め、金利リスク量も増加



赤点: 顧客向けサービス業務の利益率(2017年3月)がマイナスの銀行

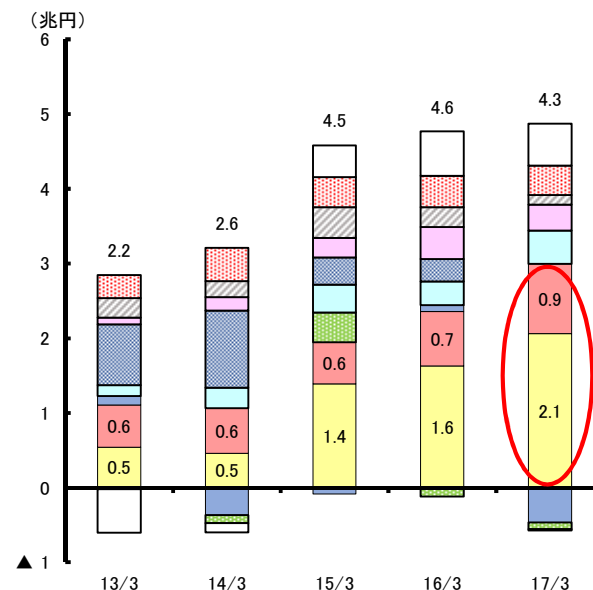
青点: 顧客向けサービス業務の利益率(2017年3月)がプラスの銀行

(注) 有価証券運用依存度 = 有価証券利息配当金 / (業務粗利益 - 債券5勘定戻)  
金利リスク量 = (円債・外債100BPV) / 自己資本

(資料) 金融庁

### 法人向け貸出増加額(前年比)の業種別内訳の推移

法人向け貸出残高の増加分の多くは、不動産業やアパート・マンション向け融資



(資料) 金融庁

## 地域金融機関（2/2）

### ■ 企業アンケート調査(回答数8,901社)によれば、

- 銀行は総じて、格付けが低い企業への取組みが不十分
  - ✓ 銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少
  - ✓ 担保・保証がないと融資に応じてくれないとする企業は、全体の4割(要注意先以下で5割強、正常先上位でも2割強)
  - ✓ 過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち特段支援を受けていない先は、全体の約3割(要注意先以下で約4割)
- 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービスの効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行よりも顧客企業から比較的高い評価を得ている
- 政府系金融機関との取引を選択した理由のトップは、借入れ条件の良さ

### メインバンクによる取組みの評価

項目	全回答	正常先上位	正常先下位	要注意先以下
「メインバンクの訪問があまりない、全く訪問がない」割合	18%	9%	16%	29%
「メインバンクが担保・保証がないと融資に応じてくれない」割合	40%	23%	39%	54%
過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち「メインバンクから特段支援を受けていない」割合	31%	18%	26%	37%

(資料)金融庁

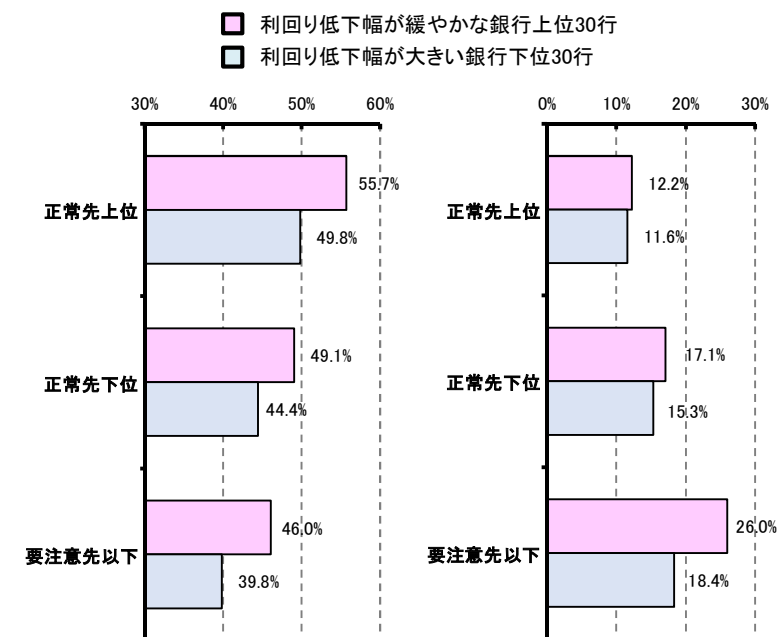
### 政府系金融機関との取引を選択した理由

理由	回答率	理由	回答率
1. 民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入れ条件が良かったから	59%	4. 民間金融機関に勧められたから	8%
2. 借入先の多様化を図りたいから	42%	5. 民間金融機関では支援してくれなかったから	7%
3. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも職員の専門性が高いと感じたから	9%	6. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも営業熱心だったから	7%

(資料)金融庁

### 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行30行の特徴 (2013年3月～2017年3月)

＜経営上の課題や悩みの把握＞ 「良く聞いてくれる」割合  
 ＜金融機関のサービスの効果＞ 「非常に役に立った」割合

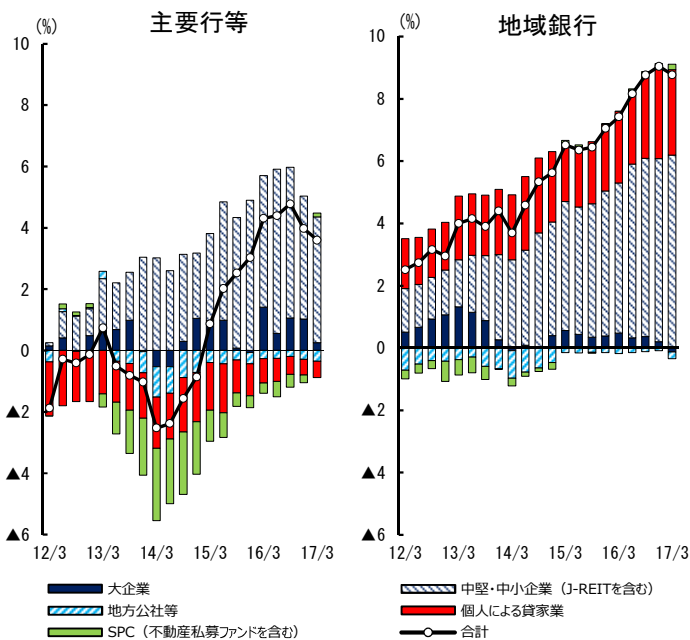


(資料)金融庁

## アパート・マンションローンと銀行カードローンの増加

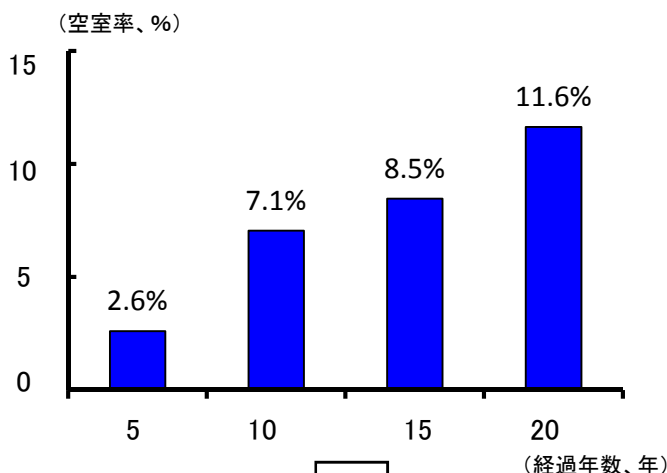
- アパート・マンションローン(個人による貸家業向け貸出)は、借り手の相続税対策等を目的に、特に地域銀行で増加傾向。築年数の経過とともにアパート収支のみで返済資金を賄えない借り手が増える傾向。金融機関は、金利上昇や空室・賃料低下等のリスクを適切に評価し、借り手に分かりやすく伝える必要
- 銀行カードローンについては、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判。現在、各銀行において、全国銀行協会の「申し合わせ」を踏まえた対応を行っているが、金融庁は、貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨等を踏まえ、業務運営の適正化をスピード感を持って推進する。このため、検査を通じて業務運営の詳細な実態把握を行うとともに、「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集する

不動産業向け貸出金増加額(前年同期比)の内訳の推移



(資料)日本銀行より、金融庁作成。

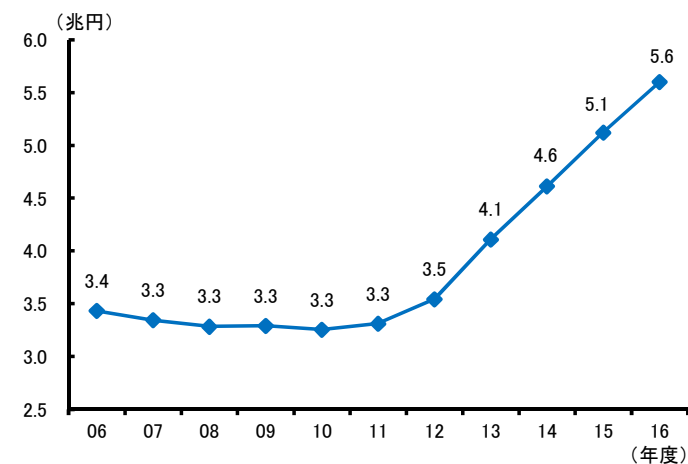
アパート・マンションローンの経過年数と空室率



築年数の経過とともに、アパート収支の赤字が増える傾向

(注)地域銀行のアパート・マンションローンのサンプル調査。  
(資料)金融庁

銀行カードローン等貸付残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。  
(資料)日本銀行より、金融庁作成。



## Ⅱ. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

### 顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（1/2）

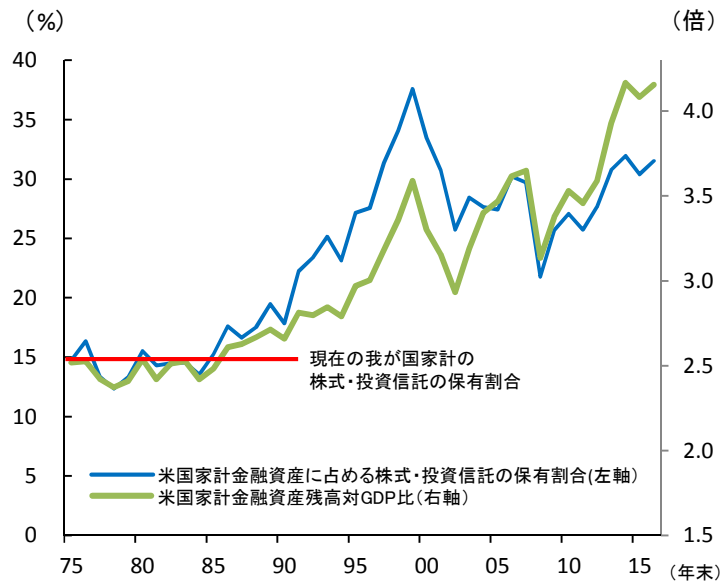
- 我が国の家計金融資産の伸びは、米国に比べはるかに低い（過去20年間の増加率は、我が国の1.54倍に対し米国は3.32倍）
  - ✓ 米国と我が国では、家計金融資産の構成比に大きな差（米国は金融資産の46.2%が株式・投資信託、我が国は51.7%が現預金）
  - ✓ 米国家計もかつては今の我が国の家計と同程度しか株式・投資信託を保有していなかったが、401(k)やIRAの普及が資産の分散を後押し（注）401(k)は企業型確定拠出年金、IRAは個人向け確定拠出年金
- 我が国においても、家計の安定的な資産形成に向け、長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要

#### 家計金融資産の日米比較

		日本	米国
残高	2016年 (A)	1,815兆円	8,821兆円
	1995年 (B)	1,182兆円	2,343兆円
	増加率 (A/B)	1.54倍	3.32倍
運用リターンによる残高の増加率 (1995年比)		1.20倍	2.45倍
現預金の割合		51.7%	13.7%
株・投資信託の割合 (うち年金・保険等を通じた間接保有分)		18.6% (3.7%)	46.2% (16.1%)
家計所得のうちの勤労所得と財産所得の比 (2015年)		8:1	3:1

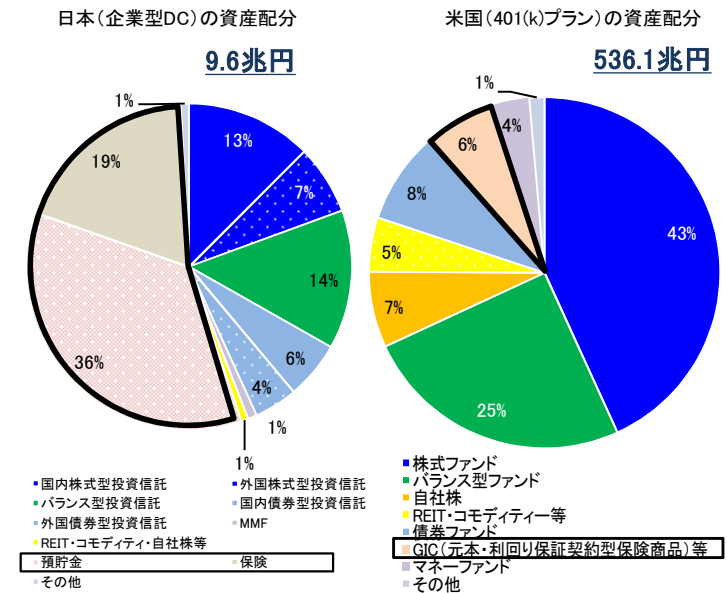
(注1) 特に記載のない部分につき、数値は2016年末時点。  
 (注2) 右の為替レートを使用(1995年末 1ドル=102.9円、2016年末 1ドル=116.9円)。  
 (注3) 米国の残高増加率は、ドル建の数値で算出。  
 (注4) 勤労所得は賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。  
 財産所得は金融資産による所得(利子・配当・その他の投資所得) + 不動産賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。  
 (資料) 日本銀行、FRB、Bureau of Economic Analysis、内閣府より、金融庁作成。

#### 米国家計金融資産の株式・投資信託の保有割合の推移



(注) 株式・投資信託の保有割合は、年金・保険等による間接保有分を除いた直接保有分の割合。  
 (資料) FRB、Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成。

#### 我が国の企業型DCと米国401(k)の資産配分の比較



(注1) □ は元本確保型商品。  
 (注2) 日本の資産配分の割合及び運用資産額は2016年3月末の数値。  
 (注3) 米国の資産配分の割合は2014年末の数値、運用資産額は2015年末の数値(1ドル=120.6円にて換算)。  
 (資料) ICI/EBRI database、運営管理機関連絡協議会等より、金融庁作成。

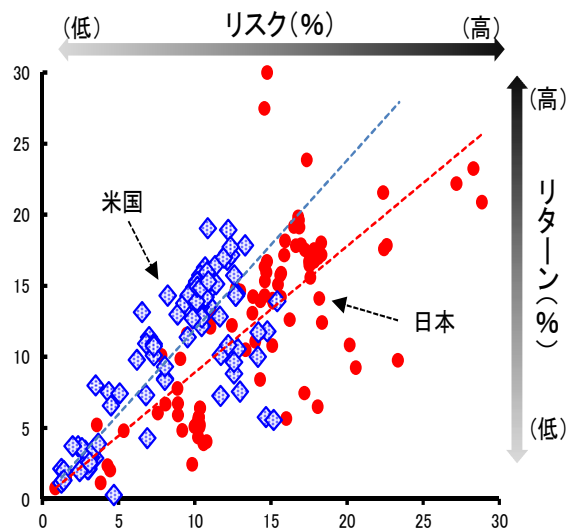
## 顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（2/2）

### ■ 我が国の投資信託の販売実態等を見ると、引き続き以下の傾向が見られる

- ①米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い
- ②パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない
- ③テーマ型投資信託が多い(売買のタイミングを適切に見極めることは困難) ④回転売買が多い
- ⑤高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い ⑥販売会社と系列の運用会社との結びつきが強い

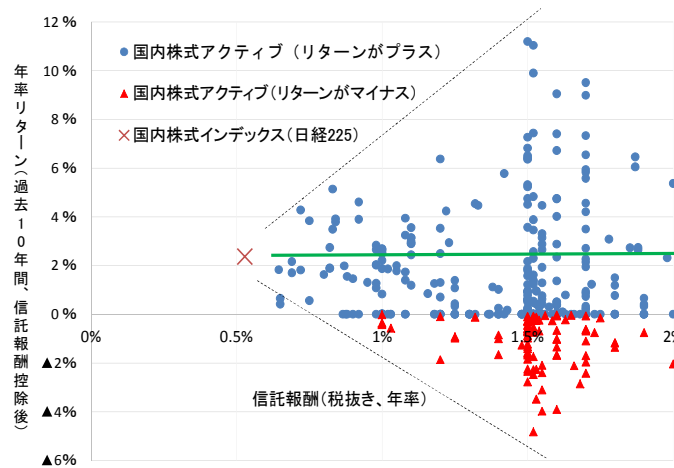
### ■ 顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる

日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄  
(設定後5年超)のリスク・リターン分布



(注1) 日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄(設定後5年超)。  
 (注2) 日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。  
 米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。  
 (注3) リスクは、5年間の月次リターン標準偏差(年率換算)。  
 リターンは、5年間のトータルリターン(年率換算)。  
 (注4) 図の点線は近似曲線。  
 (資料) Bloombergより、金融庁作成。

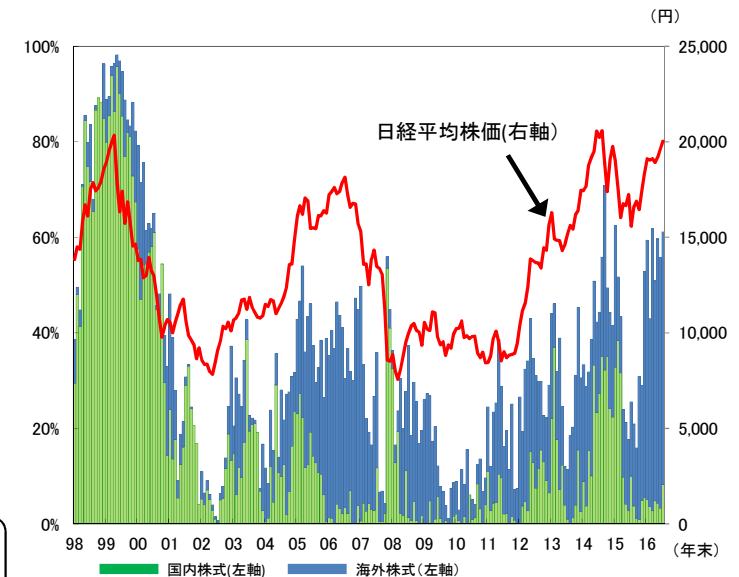
アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



国内株式アクティブ運用投資信託全体のうち、  
71%が日経225参照インデックス運用投資信託のリターンを下回る。

(注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託(DC専用を除く281本)について調査。  
 (注2) 信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。  
 (注3) 緑線は、国内株式インデックス(日経225)の年率リターンを示す。  
 (資料) QUICK、Bloomberg(2016年11月末時点)より、金融庁作成。

投資信託販売額に占める株式投資信託の割合と  
日経平均株価の推移



(注) 資金純増上位50ファンドが対象(期間: 1998年12月から2017年6月まで)。  
 (資料) 投資信託協会等より、金融庁作成。

## 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

- スチュワードシップ・コードの改訂を受け、国内大手の機関投資家には、個別の投資先企業ごとに議決権行使結果を公表するなどの動き
- 今後、企業が、内部留保を溜め込むのではなく、資本コストを意識して果敢に経営判断を行っていけるよう、機関投資家と経営者との建設的な対話を通じ、資本効率向上に向けた経営戦略の策定や、CEO・取締役会の資質向上などを促していく必要

## 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- 我が国の証券市場における不公正取引（インサイダー取引、相場操縦等）、上場企業による開示の問題は、従来よりも増加
- 金融取引のグローバル化、IT技術の進展等に伴い市場構造が変化する中、市場環境のマクロ的視点での分析等によるフォワードルッキングな市場監視や根本原因の究明・指摘等に注力していくとともに、市場監視システムの高度化と調査・検査手法の見直しを進めていく必要

## 企業の情報開示、会計基準、会計監査の質の向上

- 国民の安定的な資産形成や証券市場の活性化を実現していくためには、投資判断に必要な情報が、十分かつ適時・公平に、分かりやすく開示される必要。このため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入するとともに、上場企業の情報開示のあり方についての検討に着手
- 同時に、財務諸表が企業活動を適正に反映するよう、会計基準の質の向上や、監査法人のガバナンス・コードの策定など適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施



##### フィンテックへの対応

- フィンテックの進展等により、金融ビジネスがBtoC型からCtoB型のビジネスモデルに移行する可能性がある中、利用者保護等を確保しつつ、金融サービスのイノベーションを促し、利用者利便等の向上につなげるための環境整備を図る必要
- フィンテックの進展に対応して、以下の取組みを実施
  - ✓ 銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備
  - ✓ IT分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援体制を整備
  - ✓ 企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進
  - ✓ 海外当局との間におけるフィンテックに係る協力枠組みの構築等の国際的なネットワークを強化

##### サイバーセキュリティの強化

- 幅広い業態の実態把握を行うとともに、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習をはじめて実施
  - ✓ これらの結果は、業界全体にも還元し、インシデント対応能力の向上を促進

##### 株式等の取引の高速化への対応

- 高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備
  - ✓ 今後、その円滑な実施を通じ、高速取引の実態等の把握に努め、市場の公正性・透明性・安定性の確保を図る必要

## 2. 国際的な課題への対応

### 金融規制・監督のあり方 についての国際的な提言

- 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立や規制の影響評価の必要性等について問題提起  
規制の影響評価については国際的な取組みが開始
- 「国際的な議論の重点を規制から監督に移すべき」「金融仲介の質の向上につながる監督のあり方を模索すべき」等の問題提起を続けている

### IFIARを通じたグローバルな監査の 品質向上に向けた積極的な貢献

- 2017年4月、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が事務局を東京に開設し、IFIAR総会を開催
- 2016年12月、事務局支援や、国内の監査品質に関する意識向上を通じたグローバルな監査品質向上を目的とする日本IFIARネットワーク<sup>(注)</sup>を設立  
(注)国内における監査のステークホルダーにより構成
- 本件はグローバルな金融行政の課題への積極的な関与のモデルケース

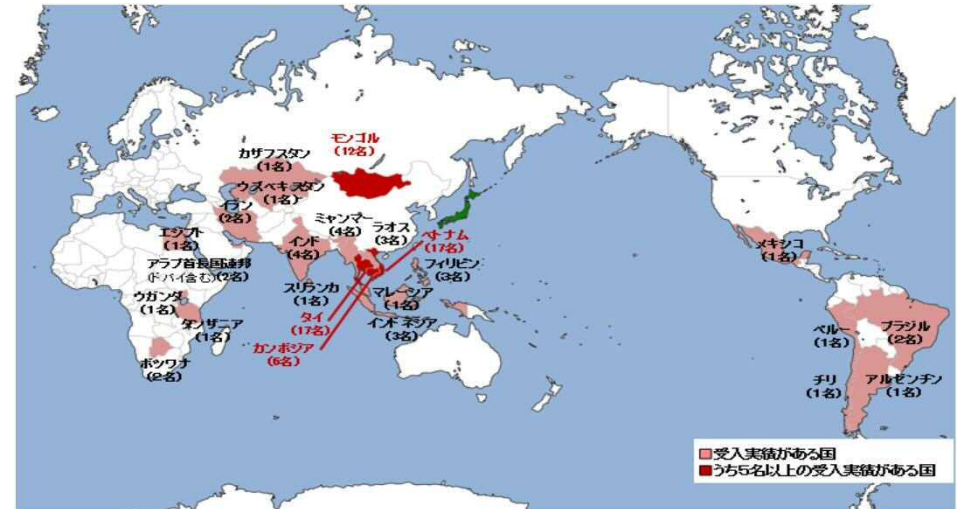
### 国際的なネットワーク・協力の強化

- 海外当局とフィンテックに関する連携強化や監督上の協力促進について合意
- 「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」で新興国当局職員（25の国・地域から累計88名）を受け入れ、研修プログラムを提供。過去に受け入れた職員とのネットワークを維持・強化

IFIAR事務局開設とIFIAR年次総会（2017年4月 東京）



金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



## IV. 金融当局・金融行政運営の変革

### 検査・監督のあり方の見直し

- 金融モニタリング有識者会議が2017年3月に報告書「検査・監督改革の方向と課題」を公表。形式より実質を重視した新しい検査・監督の方向や、それを実現するための具体的な課題について提言
- 今後、報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、幅広い関係者との議論・対話を進め、具体的な施策を検討していく

### 金融庁のガバナンスの改善

- 金融庁自体を環境変化に応じて不断に自己改革していくことのできる組織にしていくため、以下の施策を実施
  - (1) 外部の意見が継続的かつ的確に金融行政に反映される意思決定
    - ✓ 中立的な外部専門家を通じて金融行政への意見等を伺う仕組み(金融行政モニター制度)の活用、外部有識者の積極的な活用(各種有識者会議を開催)等を推進
  - (2) 人材育成等の人事政策の見直し
    - ✓ 各職階に求められる能力やポストに必要とされるスキルの明確化に向けた検討を開始
  - (3) 組織の見直し
    - ✓ ①金融行政の戦略立案機能の強化、②金融行政の専門性の向上、③市場行政を含めた企画能力とフィンテック対応の強化、④各業態毎の検査(オン)・監督(オフ)の一体化、の4つの観点から組織を見直し

# 平成29事務年度 金融行政方針

## 概要



平成29年11月

金融庁

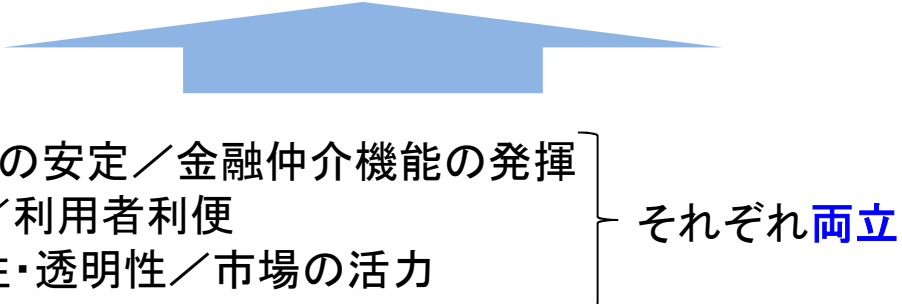
# I. 金融行政運営の基本方針

金融庁は、平成27事務年度より、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「金融行政方針」として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、現状分析や問題提起とあわせ「金融レポート」として公表

➡ 翌事務年度の「金融行政方針」に反映 ～PDCAの実施～

## ■ 金融庁では、金融行政の目標を下記の通り明確化

**企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大**



金融システムの安定／金融仲介機能の発揮  
利用者保護／利用者利便  
市場の公正性・透明性／市場の活力

それぞれ両立

## ■ こうした目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるよう、下記の金融庁・金融行政の改革を実施

- ✓ 組織文化(カルチャー)の変革
- ✓ ガバナンスの改革
- ✓ 組織の見直し
- ✓ 検査・監督のあり方の見直し 等

## Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の改革（1）

### 1. 金融庁の改革

#### 組織文化(カルチャー)の変革

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織への変革

- **人事評価**の見直し  
(国益のためにチャレンジし、行動しているかを評価基準に等)
- **リーダー**の育成  
(年功序列に囚われない能力主義の任用)
- 職員の **専門性** 向上 / 外部専門人材の登用
- 金融庁で働く **充実感** の向上

#### ガバナンスの改革

外部からの意見や批判等が的確に反映される開かれたガバナンス

- **政策評価有識者会議**による政策評価の充実と **各種有識者会議**の積極的活用
- 業務改善等の専門家による、金融行政に対する **外部評価**を実施
- 様々なチャネルから **外部の意見や批判が入る**仕組みの整備
- 情報発信の充実などによる **行政の透明性**向上

#### 組織の見直し

金融行政が直面する課題に的確に対応

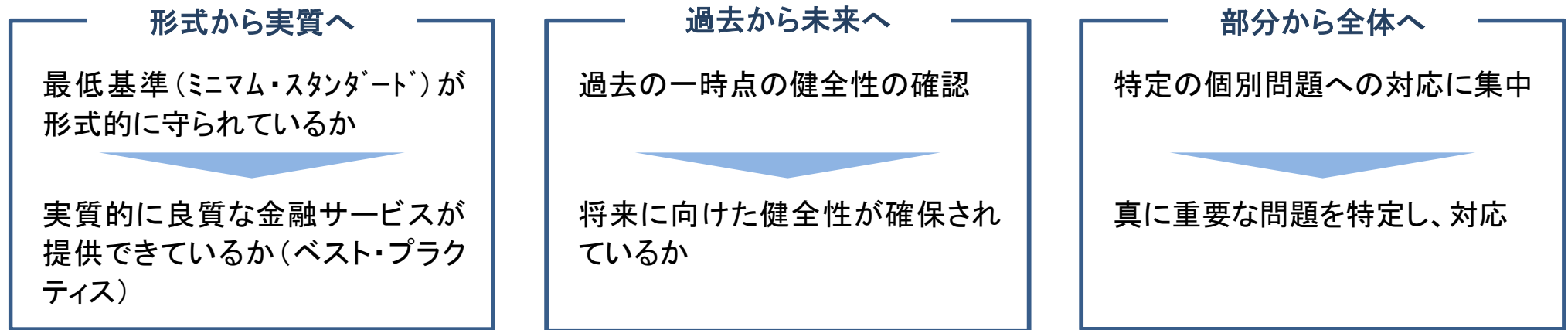
- 金融行政の **戦略立案機能・総合調整機能**の強化
- 市場行政を含めた **企画能力とフィンテック対応**の強化
- 各業態毎の **検査**(オンサイトモニタリング)と **監督**(オフサイトモニタリング)の **一体化**



## Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の改革（2）

### 2. 検査・監督のあり方の見直し

- 金融行政の視野を、「形式・過去・部分」から「**実質・未来・全体**」へと広げた新しい**検査・監督**を実現する



- そのため、以下の点を含む「**金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）**」を策定
  - ✓ チェックリストによる機械的確認（ルールベースの検査・監督）から、**ルールとプリンシプルのバランスを重視し**、金融行政の目標に遡り重要な問題を議論
  - ✓ 金融機関が顧客にとって優れたサービスの提供を競い合い、**ベスト・プラクティスを追求**するよう促す
  - ✓ 顧客が金融機関を主体的に選択できるよう、**金融機関の取組みの「見える化」**を進める
  - ✓ 金融機関の経営の健全性が将来においても確保されるよう、「**動的な監督**」に取り組む
  - ✓ 「**悪しき裁量行政**」に陥らないよう、**外部からの提言・批判が反映される仕組み**を整備

### 3. その他

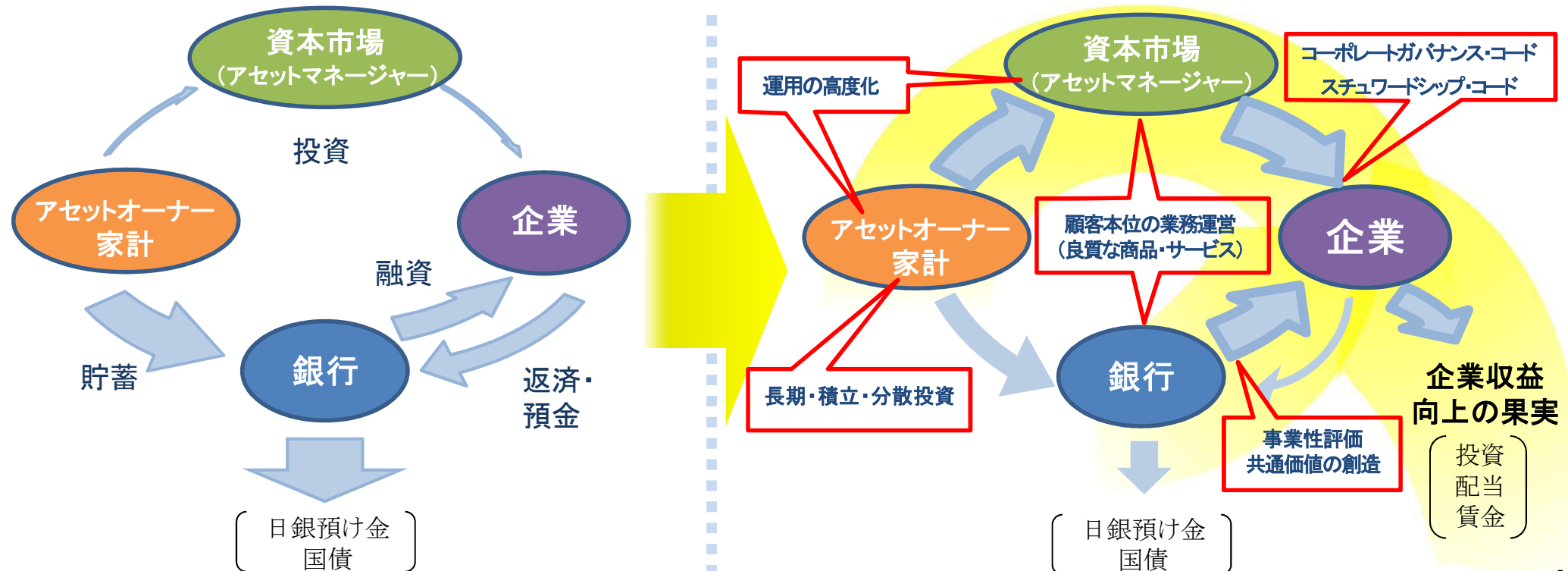
- 法令等に基づく申請等に関して、財務局も含めて、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を一層進める

### Ⅲ. 金融上の課題の包括的検討

- 各種行政施策の評価を行うとともに、金融を巡る環境の変化に伴い、**新たな課題に遅れず対応**する必要

- 国全体として**最適な資金フロー**（資金供給者と資金需要者のニーズの最適なマッチング）が**実現**しているか、どうすれば**より良い均衡**が実現するのかといった観点から、**課題の分析と政策手段の提示**を行っていく
- 各種有識者会議における議論や、外部の専門家・研究者の知見を活用しながら、**金融の全体像**について**包括的 (holistic)**かつ**将来の変化も見据えて (forward-looking)** 検証

#### 金融と経済の好循環のイメージ





# IV. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備（1）

## 1. 家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

### (1) 「顧客本位の業務運営」の確立と定着

2017年3月  
「顧客本位の業務  
運営に関する  
原則」を公表



- 「原則」の定着に向け、金融機関の取組みの「見える化」を促進
  - ✓ 金融機関間で**比較可能なKPI等**の公表  
（**長期的にリスク・手数料等に見合ったリターン**を提供しているかなど）
  - ✓ 金融機関へのモニタリング
    - －把握した結果について、**全体の傾向**や**取組事例**等を取りまとめ公表
    - －金融機関が掲げる顧客本位の**取組方針**が、多数の営業担当者を擁して需要を掘り起こす「**プッシュ型**」といわれる営業体制下で実現可能か、分析・検証

### (2) 長期・積立・分散投資の推進

2018年1月  
つみたてNISAの  
開始



- 官公庁や民間企業への横展開を視野に、**金融庁**において**職場つみたてNISA**を導入
- 職場つみたてNISAの導入と連携した**投資教育**の推進
- **新たな情報発信チャネル**の活用（個人ブロッガー等との意見交換、ネットメディアへの情報発信）

### (3) 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

退職世代等が  
家計金融資産の  
6割を保有



- 退職世代等の様々な状況を踏まえ、**金融資産の運用・取崩し**をどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討

# IV. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備（2）

## 2. ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

2014年2月  
「スチュワードシップ・コード」  
の策定  
(2017年5月改訂)

2015年6月  
「コーポレートガバナンス・  
コード」の策定

- ガバナンス改革は進展  
一方、**資本コストを意識した果敢な経営判断**が行われず、**現預金が内部留保とともに増加**している企業も多いとの指摘
- ⇒ **機関投資家と企業の対話**を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、**対話の際のガイダンス**を策定
- ⇒ **アセットオーナーの専門性の向上**に向けた方策を検討

## 3. 市場監視機能の強化

- 市場構造の急速な変化
- 新しい商品・取引が出現
- 市場におけるフィンテック等の進展

- 金融市場等の情報を適時に収集するほか、マクロ的な視点に基づく分析を行うなど、**フォワードルッキングな市場監視を実施**し、問題の再発防止・早期発見
- 市場監視の空白を作らぬよう、市場で起こっていることを**常に注意深く把握し、的確に対応**
- 行政処分勧告等だけでなく、問題の全体像を把握の上、**根本原因を究明・指摘**することにより再発を防止
- AIによるデータ分析などITを活用した**新しい市場監視システムの導入**を検討

# V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（1）

## 地域金融機関

### （1）持続可能なビジネスモデルの構築

- ビジネスモデルの持続可能性等に**深刻な課題を抱えている地域金融機関**に対し**検査を実施**し、課題解決に向けた**早急な対応を促す**
- 金融仲介（企業の価値向上支援等）の発揮状況を表す**客観的な指標群（KPI）を選定・公表**し、金融機関の取組みの**「見える化」**を図る
- 金融機関による企業支援を促進するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）及び日本人材機構による**人材・ノウハウ支援を強化**。また、金融機関の**業務範囲規制の緩和**を検討
- **公的金融と民間金融の競合等の実態を調査**し、**望ましい関係のあり方**を関係者と議論
- 将来にわたって健全性と金融仲介機能を両立させる**競争のあり方**、金融機能の維持や退出に関する**現行の制度・監督の改善余地**について、有識者と検討

### （2）経済・市場環境の変化への対応

- 低金利環境の継続、金利上昇のいずれの場合でも**健全性を維持**できるよう、**証券運用をはじめとするリスク管理の高度化**等に向けた対話を継続

### （3）金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮

- 金融機関の中には、**希望的な観測に頼った経営**を行っている先や、ビジネスモデルの持続可能性に大きな懸念があるにも関わらず必要な改革を行わず、**社外取締役・株主等外部からの牽制機能も働いていない先**が存在。このため、各金融機関のガバナンスの実態を把握し、改善に向けた対話を実施

# V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（2）

## 3メガバンクグループ

- 海外業務が拡大し、世界経済・市場環境の変化から受ける影響が増大
- IT技術の進展等により、従来の競争上の力の源泉が負のレガシーアセット化するような大きな環境変化に直面する中、遅れずに適切な対応をとることができる、質の高いガバナンスの構築が重要

### （1）世界経済・市場環境の変化への対応

- **ストレステストの活用**を含め、経済・市場環境の変化に対する**機動的なリスク管理**
- より**安定的な外貨調達**の実現や**外貨流動性管理の高度化**
- 低金利環境下で拡大した**ハイブリッドファイナンス**や**不動産業向け貸出**等に対する規律ある審査や期中管理
- **政策保有株式の削減等**、**株価変動リスクの適切なコントロール**に向けた迅速な対応

### （2）金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮

- 資本効率を重視した**業務の選択と集中**を適切に実行できるガバナンスの構築
- グループ連携ビジネスの拡大に対応するための**利益相反管理**や**優越的地位の濫用防止**等の態勢整備など、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の確保
- **IT技術の進化**や**イノベーションの進展**を見据えた大胆かつタイムリーな対応
- グローバルな業務展開、業務の専門化・高度化が進む中、**情報収集・分析能力強化**や**組織改革と人材確保**

## V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（3）

### 保険会社

- 伝統的な国内保険市場の縮小が予想される中、長寿化やIT技術の進展等の環境変化に適切に対応する必要



- 経営上の重要な課題をテーマに、**持続可能なビジネスモデルの構築**や**事業戦略**について対話
- 新たなリスクが出現する中で、これに応える**新たな商品・サービスの開発**に関し、前向きに対応
- **資産運用・リスク管理の高度化**に向けた対話、「**スチュワードシップ責任**」を適切に果たすよう促す
- ガバナンスが有効に機能していない保険会社に対して、深度ある対話を実施するとともに、大手保険会社等の**経営戦略における海外事業戦略の位置づけ**等をモニタリング

### 証券会社

- 市況等に左右されにくい**安定的な収益・財務基盤の構築**、IT化に伴う**顧客ニーズの変化**等、証券会社を取り巻く**経営環境の変化への適切な対応**が課題（顧客利益を十分考慮しない、既存の営業体制を前提にしたビジネスモデルには、限界がある可能性）



- **顧客本位の持続可能なビジネスモデル構築**に向けての取組みについてモニタリング

# V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（4）

## 国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化

### （1）国際的な金融規制に対する対応

- 世界金融危機後の国際的な金融規制改革に関し、経済成長と金融システムの安定の両立を目指す考え方に立って、**バーゼルⅢの早期の適切な最終化**や**規制改革の影響評価等**に取り組む
- 我が国では世界に先駆けて高齢化が進展する中、金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築が課題であり、今後、多くの国々が同様の課題に直面。**各国と経験や知見を共有し合い、課題の解決**に貢献

### （2）国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- **英国のEU離脱**に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけ
- **アジア新興国等に対する技術支援**に関し、相手国のニーズに寄り添いながら、金融制度整備や金融当局の能力向上支援に一層取り組む。グローバル金融連携センターを通じ、当局間ネットワーク・協力を強化

## VI. IT技術の進展等への対応（1）

### 1. 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討

#### 金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスの**アンバンドリング・リバンドリング**の動きが拡大
- ファンド等の主体による**シャドー・バンキング**が拡大
- 金融機関の**ビジネスモデルの再構築**を阻害しないような制度整備が必要
- さらに、将来的には、**デジタル通貨の出現等**が金融システムを大きく変革させる可能性

#### 現行法制の特徴と課題

- ① **類似のサービス**でも、業態によって**ルールが異なる**
- ② 金融に関する**統一的な基本的概念・ルール**が存在しない
- ③ 各業法に**環境の変化に対応していない規制**が存在する可能性

#### 検討の方向性

- ① **同一の機能・リスク**には**同一のルール**を適用
  - ② 金融に関する**基本的概念・ルール**を横断化
  - ③ 環境の変化に対応すべく**規制を横断的に見直し**
- ➡ 金融審議会において検討に着手

### 2. フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- 企業の財務・決済プロセス全体のIT処理化を通じ、利用者利便や生産性の向上を実現
- 金融機関とフィンテック企業によるイノベーションを促進する環境を整備
- フィンテックに係る国際的ネットワークを強化



## VI. IT技術の進展等への対応（2）

### 3. サイバーセキュリティ

- サイバーセキュリティのリスクは一層高まっており、サイバーセキュリティの確保は金融システム全体に関わる喫緊の課題
- **サイバーセキュリティ演習への参加の拡充**などによる中小金融機関の対策の底上げ
- 大規模金融機関については、対応能力の更なる向上に向けて、より高度な評価手法の活用を促す

### 4. 仮想通貨

- 仮想通貨市場では、仮想通貨の分岐、価格の乱高下等の変化
- **イノベーション促進と利用者保護等のバランス**に留意しつつ、交換業者における業務運営体制の整備状況等を検証（システムリスク管理等）
- 仮想通貨市場の動向の実態把握
- ICO (Initial Coin Offering) に関する実態把握及び利用者保護の観点からの注意喚起等



## VII. 顧客の信頼・安心感の確保

- **金融機関のコンプライアンス**は、企業価値やレピュテーションの維持・向上に資するとの観点を踏まえ、リスク管理の一環として、意見交換を通じ、当局の行政手法のあり方について検討
- **銀行カードローン**について、多重債務の発生防止や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか詳細な実態把握を進めつつ、業務運営の適正化をスピード感を持って推進
- ギャンブル等依存症対策が**多重債務対策**にもつながるよう、多重債務相談窓口と専門機関との連携体制の構築等を図る
- **少額短期保険業者**について、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置の期限到来を踏まえ、対応を検討
- **障がい者や高齢者**が、安全で利便性の高いサービスが利用できるような態勢の整備等を促す
- インターネット等を利用した非対面取引の不正送金、振り込め詐欺、海外発行カードの不正利用等への対応を通じた**利用者保護の取組み**の促進
- 3メガバンクによる**海外発行カード対応ATM**の整備の促進 等

## VIII. その他の重点施策

---

- 震災等自然災害への対応
- 東京国際金融センター構想の推進
- 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上
- 外国為替取引における決済リスク削減
- 業務の継続態勢の整備

平成 30 年 7 月 4 日  
金融庁

## 金融庁の改革について

—国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へ—

## 1. 改革の基本的な考え方

金融は、実体経済をはるかに凌ぐ勢いで拡大している。また、ブロックチェーンに見られるように様々なテクノロジーが加速的に進展し、金融のあり方も、そこから生み出される便益や脅威も、急速に変化している。

巨大化し、急速に変化していく金融を適切に制御し、経済の発展につなげていくことが極めて重要な課題になっている。2008 年のリーマン・ショックは世界経済に甚大な影響をもたらしたが、まさに金融を適切に制御できなかったことに原因がある。

金融システムを守り、金融がその機能を十分に発揮することによって、企業や経済が成長し、国民の資産形成を実現していくことが、金融行政の目標である。

金融庁が、今後、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革できる組織にしていく必要がある。同じような仕事を毎年、定型的に繰り返していることに安住する組織では、金融行政の任務を全うできない。

金融庁は、発足以来、様々な面から組織の変革に努めてきた。例えば、人材面では、現在の金融庁は、かつての大蔵省の金融部局と全く異なる姿になっている。これまでに積極的に民間出身者を登用した結果、現在は職員の約 1/4 が民間出身になっている。また、女性や理系出身者等多様なバックグラウンドを有する人材も積極的に採用してきた。新規採用に占める女性の比率は平成 23 年以降継続して 1/3 以上となっている。

しかしながら、急激に変化する金融の中で金融行政の質をさらにレベルアップしていくためには、金融庁自身の改革を一層進めていく必要がある。

改革すべき中心課題は、「ガバナンス」と「組織文化」とであると考える。

組織を継続的に変革していくためには、ガバナンスを効かせることが重要である。そのためには、外の意見や批判が入りやすく、それを真剣に受け止め、

改めるべきはしっかりと改められる体制である必要がある。身内だけで、お互いが傷つかないように遠慮した議論しかできない組織は、現実から目を背け、重要な判断を先送りする結果、時代遅れな対応を繰り返し、いずれ存在意義を失ってしまう。

また、組織を実際に動かしているのは、そこで実際に働く職員である。単にガバナンスを効かせるための仕組みを作るだけでは不十分であり、そこで働く職員が、「国のために貢献したい」、「成長して自分の価値を高めたい」と常に意識し、行動できるようになって始めて、質の高い行政を実現することができる。そのためには、人事評価や任用のあり方を含めた、組織文化の改革が不可欠である。加えて、同じようなバックグラウンドをもって、同じような発想しかできない人間ばかりからなる組織からは、新しい発想や新しい取組みは生まれにくい。多様な人材が集まってこそ、これまでは問題とっていなかったことを問題であると気づくことができる。人材面でも外との交流をもっと太くしていくことが改革の重要な鍵になる。

しかしながら、どれほど組織が変革していかなければならないとしても、そこで働く職員が、国家公務員として決して忘れてはならない基本が存在する。それは、個別の利益を追求するのではなく、また、組織や職員の自己の利益のためではなく、「国民のため、国益のため」に仕事をしていくということである。どれほど外の世界と交流を太くしても、この基本を踏み外した行動は厳しく指摘されるべきである。この基本をおろそかにさせない心棒の通った組織にする必要がある。

金融庁は、以上の基本的な考え方に立って、以下の具体的な改革を進める。

## 2. 金融庁のガバナンス改革

### (1) 金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画

霞ヶ関の中だけで考えていては、決して良い施策は出てこない。金融行政の執行面において、金融行政をとりまく環境変化に対し、フォワードルッキングに問題を認識し、誤ることなく必要な施策を講じていくためには、外部有識者の知見が行政運営に絶えず反映されることが重要である。

このため、今事務年度より、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政上の重要課題について、検討プロセスに立案段階から参画してもらえよう、政策評価有識者会議の運営を改め、常設化されたアドバイザリー・ボード的な役割を持たせている。そのうえで、コーポレートガバナンス等の個別

の重要施策について、各種有識者会議等を更に活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。

## (2) 行政運営の質を高めるための外部の目線の導入

金融行政に対し、検査・監督される立場の金融機関等が率直に意見や批判、要望を述べることは容易ではない。行政運営の質を高めていくためには、外部の第三者によって、行政運営がチェックされ、提起された批判を真剣に受け止め、改善につなげていく必要がある。内部だけで議論している、自己・現状肯定的な対応にとどまるおそれがある。

このため、金融機関等が外部の有識者を通じて率直に意見や批判、要望を言える金融行政モニター制度等の一層の充実を図る。

また、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を毎年実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。

さらに、検査・監督の個別の対応についても、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。

## (3) 建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

沈黙していても対話は始まらない。外部からの意見や批判が入る前提として、行政の透明性が高く、金融行政の考え方等が、国民に広く分かりやすく公開されていることが必要である。

このため、金融行政の考え方や各種課題に関する分析等を、ネガティブな情報を含め幅広く、かつ積極的に公表し、行政のアカウンタビリティを高めていく。

# 3. 組織文化の改革

## (1) 真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

国家公務員としてもっとも重要なことは、「国民のため、国益のために働く」ことである。幹部をはじめとする職員一人ひとりが、日々の政策の意思決定において、常に「国民のため、国益のため」に何が最善かを判断の座標とし、自分に問いかけ、正しいと思ったことはたとえ困難であっても実行しなければならない。そして、この基本的な行動原理を職員が常に意識し、実際の行動として確実に定着させるためには、人事評価も見直し、職員の行動を変えていく必要がある。

このため、「国民のため、国益のために行動する」「困難な課題や都合の

悪い現実から逃げない」といった金融庁職員が持つべき心構えを 360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

今後は、「国民のため、国益のため」に正論を唱え、困難な課題であっても積極的・主体的に取り組み、実行する職員が正当に評価されるよう、上司による人事評価のみならず、部下職員等による評価、過去の評価履歴等も含めた総合的な人事情報に基づく多面的な評価を行っていく。

## (2) 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

内外の急激な金融の変化に的確に対応していくためには、変化を先取りして課題を設定し、変革を実現できるリーダーの存在が不可欠である。しかしながら、優秀な課長補佐が優秀な課長、局長に必ずしもなるとは限らない。

このため、「大局的な構想力」「実行力」「組織の顔としての人格」といった局長・管理職クラスに求められる能力（コンピテンシー）を明確化し、360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

また、幹部クラスについては、外部機関による多面的評価を試行的に導入しており、今後も継続して実施する。加えて今後は、政策評価有識者会議の議論に継続的に参画している外部有識者による評価も参考とする。

さらに、将来のリーダー候補が、こうした能力を身に付けられるよう、より困難な体験や修羅場をくぐらせることにより、計画的に人材を育成していく。その結果、リーダーとして必要な能力を備えた者については、年次や採用区分にかかわらず、登用を進める。

## (3) 金融行政の質の向上を可能とする多様で専門性の高い組織

金融における専門性の高度化に遅れをとらないようにするためには、組織としてそれぞれの分野に求められる専門性のレベルを高めていく必要がある。そのためには、金融庁は、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性や資質を国民のため、国益のために発揮・向上できる組織となる必要がある。

このため、採用面においては、金融行政の目標の実現に意欲を持ち、多様なバックグラウンドや経験を有する人材がいつでも出入りできるよう、採用形態を多様化し、必要な人材確保を一層進めていく。加えて、優れた外部専門人材を非常勤の参与等として採用し、組織としての専門性を高めていくとともに、こうした人材と共に業務を遂行することを通じて、当庁職員の専門性の向上をはかる。

また、任用面においては、職員が「金融行政のプロフェッショナル」として自らの人材価値を高められるよう、中長期的な視点に立ち、専門分野ごとに人事ローテーションの長期化も含め計画的な人材育成を行う。さら

に、組織の外に身を置くことで、自ら考えて行動し、困難を乗り越える経験は有用であり、そのような経験を若手職員が積めるよう、民間等の外部、特に中小企業や途上国への出向を積極的に拡大する。

(4) 職員一人ひとりと向き合う人材政策

金融庁で働く職員が組織の中だけではなく、組織の外でも通用する考え方や資質を身に付けることによって、「組織の論理」に囚われることなく、国益や国民に貢献する質の高い金融行政が実現できる。

したがって、金融庁で働く職員は、一人ひとりがプロフェッショナルとして自立した存在になることが重要であり、職員が自らのキャリア形成に主体的に取り組む必要がある。

このため、若手職員のキャリア形成のための面談を開始しているが、人事当局はこれまで以上に職員一人ひとりとの継続的な対話を通じて、多様な職員の人材価値の向上、プロフェッショナルとしての成長を支援する存在に変わらなければならない。

また、全ての職員が、年齢等にかかわらず、意欲ある限り業務に貢献できるよう、常に専門性やスキルを主体的にアップデートする意識づけを図るとともに、継続的な研修等の機会を提供する。

(5) ワークライフバランスを実現する職場環境

多様なバックグラウンドや価値観を持つ職員が、その能力を存分に発揮することを可能にするためには、どれだけ長く働いたか（インプット）ではなく、どれだけ成果を挙げたか（アウトプット）を重視し、できるだけ柔軟な働き方を認めていく必要がある。このことは、生産性を向上させるとともに、斬新な発想や活発な議論が湧き出る職場環境を構築するために不可欠である。

無定量・無際限に長時間労働を続けても、決して仕事の質（生産性）は向上しない。時にはリフレッシュのためにまとまった休暇を取得してこそ、次も良い仕事につなげることができる。また、「人生100年時代」を見据えれば、仕事以外の時間を自己研鑽や仕事と離れた交流に費やすことにより、組織から自立した「個」を確立し、人生をより豊かに過ごすことができる。

このため、人事評価も成果主義を重視したものに見直したところであり、加えて、業務のスクラップ・アンド・ビルドの徹底やITの活用による効率化により、メリハリのある、働きやすい職場環境・執務環境を構築する。

(6) 人事改革を定着・深化させる仕組みの構築

課題の変化に的確に対応していくために、絶えず見直していく必要があるという点では、人事改革もその例外ではない。

このため、職員の満足度調査を外部機関に委託して定期的に実施し、それぞれの取組みの不十分な点を改め、更なる改善につなげることにより、上記の諸施策の実効性を高め、改革を定着させる仕組みを構築する。

#### 4. 改革が目指す金融庁の将来像

私たちは、これらの改革を実現し、新しい金融庁の姿を目指していく。

- ① 金融庁は、「国民のため、国益のため」に、自らの能力や資質を活かして貢献したいという者であれば、経歴や在籍期間にかかわらず、活躍できる組織となる。
- ② そのためには、能力主義を徹底し、そこで働く多様な職員の一人ひとりが、それぞれの行政分野において、組織の内外で通用する人材価値を高め、プロフェッショナルとして自立した組織となる。
- ③ 結果として、金融庁は、終身雇用、年功序列といった旧来の慣行に囚われずに、組織の内外の往来がより柔軟な開かれた組織となる。

改革は一朝一夕に実現する容易なものではないが、「金融庁で働く一人ひとりの職員が、絶えず国益への貢献を意識して行動することで、質の高い金融行政を実現し、国民の期待と信頼に応えられるようになる」こと、その結果として、「金融庁が、そこで働く一人ひとりの職員にとって、仕事の大小にかかわらず、国家公務員としてのやりがいを感じ、働いてよかったと思える職場になる」ことを目指して、着実に一つ一つの取組みを実施していく。

(以上)



平成 30 年 7 月 4 日  
金融庁

## 当面の人事基本方針

「金融庁の改革について」（平成 30 年 7 月 4 日公表）に示された組織文化（カルチャー）の改革の基本的な考え方にに基づき、今後、具体的な人事政策上の取組みを以下のとおり進めていく。

### 1. 人事評価

「国民」「国益」を常に意識した行動の定着を図る観点から、人事評価を以下のとおり見直す。また、公正な人事を実現するため、上司による人事評価のみならず、部下職員による評価、過去の評価履歴等も含めた総合的な人事情報に基づく多面的な評価を行う。

- (1) 「国民」「国益」を意識した行動の定着を図るための人事評価の見直し
  - ・ 「国民のため、国益のために働く」等、職員が持つべき心構えを示した「金融庁職員のあり方」を改訂し、周知・公表する。〔別添 1 参照〕
  - ・ 「金融庁職員のあり方」に基づく行動の定着を図るため、「国民のため、国益のために働く」、「困難な課題や都合の悪い現実から逃げない」といった内容を人事評価（能力評価）の項目に反映する。
- (2) 公正な人事を実現するための総合的な人事情報の活用
  - ・ 人事評価に加え、職員との面談記録、360 度評価研修等及びこれらの過去の履歴等、総合的な人事情報を把握・蓄積して多面的な評価を行い、これを人事配置や育成に活用する。

### 2. 人事配置

人事異動において、金融行政方針等に掲げた優先課題を踏まえた、適材適所の公正な人事配置を行うため、能力・実績主義の徹底、人材育成・専門性向上の観点から、特に以下の点を重視した人事配置を行う。

- (1) 能力主義に基づく任用の徹底
  - ・ 管理職以上の職階については、採用区分や年次にとらわれることなく、当該職階に求められる能力（コンピテンシー（後述））の充足度合いに基づき任用を行う。

- ・ 検査・監督のあり方の見直しに伴い、求められる職務内容及び職務に必要なスキルや能力を明確化した上で、当該スキルや能力を有すると認められる適任者に担わせる。
- ・ 優れた能力を有する係長級一般職職員の課長補佐への早期昇任については、「頑張り、成果を出した人」が正当に評価されるよう、現場での実際の働きぶりを重視した登用を徹底する。

## (2) 人材育成・専門性向上の観点からの人事配置の見直し

- ・ 職員本人の意向と能力、評価を考慮しつつ、長期在任が専門性向上に資するポストについては、人事ローテーションの長期化を実施する。

## 3. リーダーの育成

金融をとりまく変化を先取りして適切に課題を設定し、それを実行する力のあるリーダーを育成していく観点から、以下の取組みを通じ、計画的な人材育成を行う。

### (1) リーダーに求められる能力（コンピテンシー）の明確化

- ・ 局長、課室長クラスに求められる「大局的な構想力」「政策を実現させる力」「組織の顔としての人格」等の能力（コンピテンシー）を明確化し、周知・公表する。〔別添2参照〕
- ・ コンピテンシーを踏まえ、「局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじず、大局的・中長期的な視点から政策や行政を検討しているか。」「自身が担当する政策について、障害があっても乗り越え、必ず自分自身で実現するという思いを持って結果にコミットしているか。」「庁内外の関係者からの信認、尊敬を得られているか。」といった内容を360度評価研修の評価項目に反映する。

### (2) リーダーに対する多面的な評価の実施

- ・ 幹部クラスを対象に試行的に導入している外部機関による多面的評価について今後も継続して実施する。また、今後は、政策評価有識者会議の議論に継続的に参加している外部有識者による評価も参考にする。
- ・ 管理職のマネジメント力向上のために行っている360度評価研修について、課室長クラスに加え、人事評価者となる課長補佐クラスまで対象を拡大する。

### (3) 将来のリーダー候補の計画的な育成

- ・ 採用区分や年次にとらわれることなく、将来のリーダー候補には、必ず

しも専門分野にとどまることなく困難な業務を経験させ、国内外の金融・経済・社会全般に関する幅広い視野やマネジメント力といった、より上位のリーダーとしての能力を計画的に身に付けさせるための人事配置（出向を含む）を実施する。

#### 4. 組織としての専門性向上

金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、以下のような取組みを通じ、職員の専門的な能力・資質の向上を図る。

##### (1) 専門分野における計画的な人材育成策の検討

- ・それぞれの専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成するため、人材育成に責任を持つ担当者を明確化する。担当者は、若手・中堅職員のうちに身に付けておくべき業務遂行上必要なスキルや能力を明確化した上で、当該スキルや能力を身に付けるための人材育成プランを策定する。（人事ローテーションの長期化、必要となるスキルや能力を身に付けるための研修の企画等）

##### (2) 最先端の知見を有する外部人材との協働

- ・最先端の知見が求められる専門分野については、優れた外部専門人材を非常勤の参与等として採用し、組織としての専門性を高めていくとともに、こうした人材と共に業務を遂行することを通じて、当庁職員の専門性の向上を図る。

#### 5. 採用・出向等

組織としての専門性向上や人材の多様性確保の観点から、金融庁が求める人材像を明確化し、それに見合った優れた人材を確保・育成するため、以下のとおり採用・出向等を見直す。

##### (1) 採用の強化

- ・金融庁内の人材ポートフォリオを踏まえ、組織として必要な専門性を的確に採り入れるため、外部人材の採用時において、当該ポストに求められる能力・スキルや職務経験等（ジョブ・ディスクリプション）を明確化し、効果的な採用を行う。
- ・多様な能力やバックグラウンドを有する人材からなる組織としていくため、中長期的な視点に立った採用方針を策定する。

## (2) 出向・人事交流のあり方の見直し

- ・ 金融行政の課題の変化に伴い、出向や人事交流を行うべき先や、派遣・受入の人材ニーズも変化することから、出向や人事交流が双方の組織にとって有益なものとなるよう、出向・交流先や人員を柔軟かつ不断に見直していく。
- ・ 組織の外に身を置くことで、自ら考えて行動し、困難を乗り越える経験を若手職員が積めるよう、民間等の外部、特に中小企業や途上国の政府機関等への出向を積極的に拡大する。

## 6. 人材育成等

これまでのような年次や採用区分毎の人事管理に依存することなく、職員一人ひとりと向き合う人材政策を行うという観点から、以下のとおり、人材育成等の実効性を高めるための方策を講じる。

### (1) 若手職員のキャリア形成支援

- ① 新卒採用の若手職員が自らのキャリアプランをイメージしやすいよう、人事ローテーションの基本的な考え方等を内容とする、専門性向上のための育成方針を明確化し、職員に提示する。
- ② 昨事務年度から若手職員を対象に実施しているキャリア面談についても、上記の育成方針を踏まえ、職員の考えを十分に聴き取った上で、将来のキャリアプランについて継続的な対話を行う。

### (2) 全ての職員に対する継続的な成長支援

- ・ 全ての職員が、年齢等にかかわらず、意欲ある限り業務に貢献できるよう、常に専門性やスキルを主体的にアップデートする意識付けを図るとともに、継続的な研修等の機会を提供する。

### (3) 上司等の人材育成に関する意識改革及びそのための環境整備

- ・ 人事評価における人材育成やマネジメント力に係る評価ウェイトを引き上げ、人材育成が上司の責務であることを明確化する。

### (4) 人材育成の一環としての研修の見直し

- ・ 金融行政の課題の変化や、部署・階層に応じて、業務遂行において求められる専門性や能力は異なることから、研修がその趣旨や目的に照らして職員の能力向上に十分に資するものとなっているか、メニューや実施方法を柔軟かつ不断に見直していく。

## 7. 働き方改革・職場環境の整備

ワークライフバランスを実現する観点から、以下のとおり、成果主義に基づく評価を徹底するとともに、さらなる業務の効率化を進め、働きやすい職場環境を構築する。

### (1) 成果主義の重視

- ・ 成果主義に基づく評価を徹底するため、「限られた業務時間と人員を前提に、成果主義を意識し、業務の優先順位を見極め、効率的かつスピード感をもって業務を遂行しているか」、「業務の配分にあたり、業務の目的と達成すべき成果水準を部下に明示し、理解させているか」といった内容を人事評価や360度評価研修の評価項目に反映する。

### (2) 効率的で柔軟な働き方を可能とする環境整備

- ・ 若手職員を対象としたタウンミーティングで業務改善についての要望・提案を聴き取り、できるものから実行に移していく。また、職員の公募プロジェクトを立ち上げ、業務効率化や子育てと両立しながら働きやすい環境作りについて検討する。

## 8. 人事改革を定着・深化させるためのPDCAサイクルの構築

人事改革を定着・深化させるため、それぞれの取組みにまずは着手した上で、その実効性を検証し、金融庁の目指す姿に照らして不十分な点を改め改善につなげるプロセスを以下のとおり構築する。

### (1) 人事改革の進捗状況の定期的な公表

- ・ 人事改革に関する個別の取組みの進捗状況について、定期的に検証し、その結果を公表する。

### (2) 人事改革に関する職員との対話の強化

- ・ 職員を対象としたタウンミーティングの開催等により、人事改革に関するオープンな議論を喚起し、改革を定着・深化させる。

### (3) 職員の満足度調査の定期的な実施

- ・ 人事改革の取組みに関する職員の満足度調査（スタッフ・サーベイ）を外部機関に委託して定期的な実施する。

(4) 人事改革の取組みの定期的な見直し

- ・ 上記のプロセスを通じて、個別の取組みの不十分な点を改め、更なる改善につなげるとともに、外部有識者の意見等も反映し、定期的な見直しを行うことにより、人事改革を定着・深化させる。

(以上)

## 金融庁職員のあり方

金融庁職員は、国民からの負託を受けて行政を行っていることを常に意識し、国民のため、国益のために働く。

### 1. 国民のため、国益のために働く

#### —省益を追わず、国益を追う。

政府内外の主体と、信頼を確保しつつ密接に連携し、所管・担当のみに縛られない広い視野を備える。

#### —「虫の目」と「鳥の目」を持つ。

常に、金融サービスを利用する一人ひとりの国民や企業の日線で考える。あわせて、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじず、大局的・中長期的な視点から政策や行政を検討する。

#### —事実に基づき、真因を突き止める。

先入観や憶測を排し、客観的な事実と論理的な分析によって、本質的な課題及び根本的原因を究明する。

#### —公僕(パブリックサーバント)であることを常に意識する。

常に公の利益のために働いているという自覚と矜持を強く持ち、自己規律を高める。権限は国民への貢献のためにあるものという慎みを持ち、常に謙虚さを忘れない。

### 2. 「国益」を担うことができる「個」の確立を図る

#### —自己を省みて、日々、進化していく。改めるべき点は、改める。

自らの仕事の進め方や部下を始め周囲との関係を、手軽・身近なところから常に見直すとともに、先例や過去の経緯に囚われず、時宜に合わない政策や業務を積極的に改革する。無駄な作業・枝葉末節への拘りを避け、自分と部下を大事な課題に集中させる。

#### —他の世界と交わりながら自分を高め、プロフェッショナルとしての力量と誇りを持つ。

異なるバックグラウンド・異なる国の人々と交わり積極的に自分を磨く。1年後・5年後・10年後の「あるべき行政」、「目指すべき自己」を意識し、そのために必要な専門性や人格を磨く。

#### —国益にかなうと考えた場合には、自ら進んで発言する。

最終的な指示・決定に従うことは当然であるが、上司の顔色ばかりうかがわず、自分の頭で考え、意見を具申する。上司は部下に闊達な発言・提案をさせる責務があることを心得、風通しの良い職場環境を作る。

### 3. 「個」の力を引き出し育てる組織文化(カルチャー)を作る

#### —都合の悪い現実から目を背けず、問題を先送りしない。

悪い情報や困難な課題ほど共有する価値があり、悪い情報等を聞くことを厭わない上司・悪い情報等をためらわず報告する部下になる。

#### —前向きな失敗は、良しとする。

困難な課題にも積極的・主体的に取り組むことを良しとする。例え所期の成果が得られなかった場合でも、失敗から学び改善につなげられれば、積極的に評価する。

#### —良い仕事は良い職場環境から。

ワークライフバランスの実現を通じて生産性を高め、斬新な発想や活発な議論が湧き出る職場環境を構築する。また、チームの一員であることを常に意識し、メンバーの多様性を尊重するとともに、周囲への感謝を忘れない。

**局長クラス・課室長クラスのコンピテンシー**  
 ※以下の職位に昇進する者が有していることが求められる能力要件

(別添2)

	value	局長クラス	課室長クラス
職員の資質	professional 一識見、インテグリティ等	<b>大局的な決断、構想を可能とする豊かな見識及びネットワーク</b> 一組織の長ならではの、国内外でトップクラスの識見及びネットワークを有し、物事を動かす。	<b>現場の責任者として、議論や交渉を担うに足る豊かな見識</b> 一自ら政策判断や内外との交渉の最前線に立つ。また、議論や交渉を任せられると思える交渉力、人間力を有する。 ×部下からの「振り付け」がないと動けない。 一部下からの情報を待つだけでなく、自ら率先して必要な情報収集を行う。またそのために必要なネットワークを開拓する。 ×部下から上がったペーパーを直してばかりで、部下の仕事に付加価値を付けられない。
		<b>金融庁の顔としての人格</b> 一金融庁の顔としてふさわしい人格・行動を備え、「金融庁職員のあり方」を誰よりも実践している。 一部下を始め内外の関係者に対してオープンマインドに接する。	<b>現場の責任者としての人格</b> 一内外の関係者からの信認、尊敬を得られている。 一部下を始め内外の関係者に対してオープンマインドに接する。
	agenda setting 一大局的な構想力	<b>中長期的・大局的な視点から政策や行政のあるべき姿を検討し、課題を設定する力</b> 一「鳥の目」と「虫の目」を持ち、経済・社会にとっての課題をフォワードルッキングに捉え、その課題を克服するための全体戦略を構想する。	<b>施策の実現に向け、中長期的・大局的な観点からあるべき姿や進め方を構想する力</b> 一先々で起こり得ることを想定しながら段取りを組める。 ×何も考えずに「脊髓反射」的に行動し、部下を混乱させる。
職員の行動	proactive challenge	<b>最終判断を下す決断力</b> 一的確にリスクを見極めた上で適時に必要な決断を行い、結果に対し責任を持つ胆力を有する。 一国民の視点に立って、変革を恐れず、改革のリーダーシップをとる。	<b>課の責任者としての、適時・的確な判断力</b> 一先例や上司の顔色ばかりに囚われず、建設的・革新的な決定や提案を行う。 ×「できない理由」や消極的な権限争いに終始する。 一困難な課題や都合の悪い現実から逃げずに、「自分ごと」として課題に取り組む。 ×リスクを取らずに人に押しつける。上手くいかなかったら人のせいにする。
	action	<b>ステークホルダーを動かし、政策を実現させる力</b> 一実現すべき政策について、信念を持って関係者を説得し、政策を実現させる。	<b>ステークホルダーを動かし、政策を実現させる力</b> 一実現すべき政策について、障害があっても粘り強く関係者を説得し、政策を実現させる。 ×政策立案にしか関心がなく、実行のプロセスを軽視する。
組織運営	for the team 一リーダーシップ、マネジメント等	<b>自らのビジョンを示し、部下を巻き込み動かす力</b> 一明確なビジョンを示し、組織を率いる。 一部下に任せるものは任せ、部下と本質的な事柄を議論する時間を確保する。	<b>部下が成長できる職場環境作り</b> 一自由闊達な雰囲気と結果を求める厳しさ、緊張感を両立させる。 ×部下を育てることと、甘やかし・パワハラとの区別がつかない。 一成長の機会を与える。具体的なアドバイスを行い、能力を引き出す。 ×頭ごなしに叱りつけ、相談や悪い情報を上げられない雰囲気を作る。 ×仕事を自分で抱え込み、部下の成長を促さない。 <b>生産性の高い効率的な業務運営</b> 一物事の優先順位をつけ、明確な指示のもと、効率的かつスピード感を持って仕事を進める。 ×「あいまい発注」「趣味的な発注」「無駄詰め」により部下の作業を増やす。 一超過勤務削減のための具体的なアクションを率先する。 ×成果にかかわらず残業時間の長さをほめる。声かけのみで具体的な行動を起こさない。



平成 30 年 7 月 4 日  
金融庁

## 当面のガバナンス基本方針

「金融庁の改革について」（平成 30 年 7 月 4 日公表）に示された金融庁のガバナンス改革の基本的な考え方に基づき、今後、具体的なガバナンス面での取り組みを以下のとおり進めていく。

なお、以下に掲げた各種の取り組みが、年を経るごとに形骸化や自己目的化しないよう不断の見直しを行う。

### 1. 金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画

金融行政が、金融をとりまく環境変化に遅れることなく適切に対応していくため、以下に取り組む。

#### (1) 政策評価有識者会議の活用

- 金融・資本市場や金融行政に通暁した有識者から構成される政策評価有識者会議において、政策評価法<sup>1</sup>に基づく政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政のあり方や、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に行い、会議での議論を金融行政に反映していく。

#### (2) 個別の政策課題における各種有識者会議の活用

- 地域金融、検査・監督のあり方、コーポレートガバナンス、企業会計等の、個別の主要政策課題については、それぞれの有識者会議を継続して活用し、外部からの意見を個々の施策に反映させていく。

### 2. 行政運営の質を高めるための外部の目線の導入

外部の第三者による監視を通じ、行政運営の質の劣化を防ぐため、以下に取り組む。その際、当庁に対し、監督される立場の金融機関等が率直かつ不安なく批判や要望を述べるような環境整備に継続的に取り組む。

#### (1) 金融行政モニター制度等の活用

- 中立的な第三者である外部専門家からなる「金融行政モニター受付窓口」を通じて、金融行政に関する意見等を受け付け、寄せられた建設的な意

<sup>1</sup> 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）

見等を金融行政に反映させていく。

- ・ その他、利用者相談室、公益通報窓口、各種サポートデスク等を通じて得られた建設的な意見等についても、金融行政に反映させていく。

## (2) 専門家による外部評価の実施

- ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家が、金融機関及び金融庁の職員等へのヒアリングを通じて金融行政の評価を行い、その結果を、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。

## (3) 検査・監督の個別の対応の外部検証

- ・ 検査・監督の主な個別の対応について、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。

### 3. 建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

以上のように、外部からの意見や批判が入る前提として、金融行政の考え方が広く分かりやすく公開されていることが必要である。金融行政の考え方や各種課題に関する分析等を、ネガティブな情報を含め幅広く、かつ積極的に公表し、行政のアカウンタビリティを高めていく観点から以下に取り組む。

- ・ 金融行政の目指す方向性を明確化する「金融行政方針」及びその進捗等を評価する「金融レポート」を毎年公表する。
- ・ 金融機関等に対する検査・監督に関する基本的な考え方と今後の方針を明確化した「検査・監督基本方針」を公表。健全性政策、コンプライアンス等の個別分野の「考え方と進め方」、その時々的重要な課題に関するモニタリング結果、検査・監督の着眼点等についても、金融行政の透明性を高めるため積極的に公表する。
- ・ 個別の政策課題に対する金融庁としての考え方をタイムリーに明らかにすべく、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点や、幹部による講演・スピーチ等について公表しているが、これを継続する。

(以上)

# 金融庁の改革について

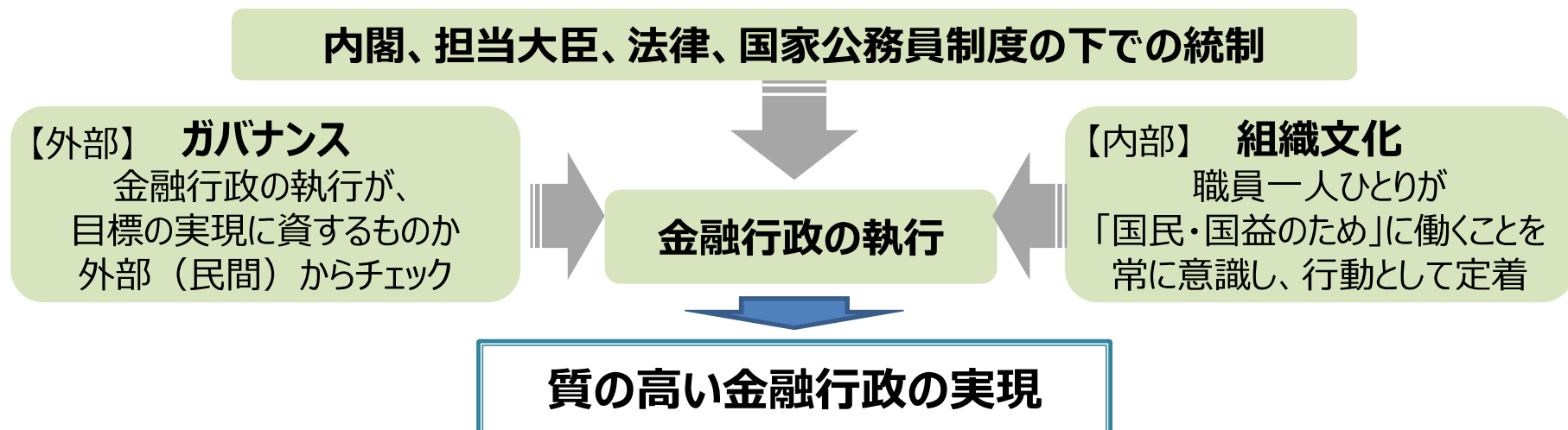
国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へ

(概要)

平成30年7月

# 金融庁改革の基本的な考え方

- 金融の急激な変化に遅れをとることなく、金融行政に対する国民の信頼や期待に応えていくためには、「**企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大**」という金融行政の目標の実現に向け、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していく必要。
- そのためには、**金融庁を常に課題を先取りし、不断に自己変革する組織に改革**することで、**将来にわたって金融行政の質を継続的に向上**させる必要。
- これまでも民間出身者の積極的な登用（職員の1/4が民間出身）等、多様性のある組織への変革を進めてきたが、更なる改革の推進のためには、金融行政の執行面における**ガバナンスと組織文化の改革が不可欠**。



# 金融庁のガバナンス改革

- 金融行政の執行面において、環境変化に遅れることなく、的確に問題を認識し、必要な施策を講じていくためには、**民間の最先端の知見が行政運営に絶えず反映**されることが重要。
- また、行政運営の質を高めていくためには、**外部の専門家・有識者からの意見、批判等を受け止め、改善につなげる「開かれた体制」**が必要。

## 外部の意見を継続的かつ的確に金融行政に反映する仕組み

- **金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画**
  - ✓ 金融全体を俯瞰した観点から、金融行政上の重要課題について立案段階から有識者の意見を反映していくための政策評価有識者会議の活用（アドバイザー・ボード的な役割）
  - ✓ 個別の政策課題における各種有識者会議の活用（例：地域金融、コーポレートガバナンス等）
- **行政運営の質を高めるための外部の目線の導入**
  - ✓ 金融機関等が外部有識者を通じて意見や批判、要望を言える金融行政モニター制度等の一層の充実
  - ✓ 専門家による金融行政に対する外部評価の定期的な実施
  - ✓ 検査・監督の品質管理・改善のための外部の専門家による検証の定期的な実施
- **関係者との建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信**
  - ✓ 金融行政の考え方や各種課題に関する分析の公表（例：金融行政方針）

# 金融庁の組織文化の改革 (1/2)

- 質の高い金融行政を実現するためには、**金融庁で働く職員が「国のために貢献したい」、「成長して自分の価値を高めたい」と常に意識し、行動する必要**
- そのためには、以下の取組みを通じ、**組織文化の改革が不可欠**
  - 職員一人ひとりに「国益」を基本とした行動を常に意識し、定着させるとともに、
  - 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーを計画的に育成する。
  - あわせて、質の高い金融行政を可能とする多様で専門性の高い組織を作るとともに、
  - 職員一人ひとりがプロフェッショナルとして自立し、組織でなく国益のために行動できるよう、人材政策を強化する。
  - また、多様な人材が能力を発揮できるよう、効率的で柔軟な働き方を認め、ワークライフバランスを実現する。
  - これらの人事改革を定着させ、常に深化させていく仕組みを構築する。

## 真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

- ✓ 金融庁職員が持つべき心構え（国民のため、国益のために働く 等）をまとめ、周知したほか、これらを人事評価項目に反映し、「国益」のためにチャレンジし、改革する職員を育成、登用

## 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

- ✓ 局長等に必要とされる能力（大局的な構想力、政策の実現力、外部(民間、海外等)とのネットワーク 等）を明確化
- ✓ 幹部クラスの外務機関による多面的評価の導入、管理職クラスの360度評価（研修）の実施
- ✓ 将来のリーダー候補の計画的な育成（例：困難な体験や修羅場経験）

⇒ **採用区分、年次に囚われない能力主義の任用を徹底**

## 金融庁の組織文化の改革 (2/2)

### 質の高い金融行政を可能とする多様で専門性の高い組織

- ✓ 多様なバックグラウンドや経験を有する人材を確保するための採用の多様化（新卒/中途）  
〔参考〕金融庁職員の1/4は民間出身  
金融庁の新卒採用における女性比率：40%超（平成27年度以降）（政府目標は30%以上）
- ✓ 最先端の知見を有する優れた専門人材の活用（参与等として約40名採用）
- ✓ 中長期的な視点に立ち、専門分野ごとに「金融行政のプロフェッショナル」を育成（人事ローテーションの長期化 等）
- ✓ 民間等庁外への出向経験の拡大（例：中小企業や途上国の政府機関等へ派遣）

### 職員一人ひとりと向き合う人材政策

- ✓ 若手職員のキャリア形成のための面談等、継続的な対話を通じた人材価値向上・成長支援
- ✓ 全ての職員が年齢等にかかわらず常に専門性を主体的にアップデートする意識付けと継続的な研修機会の提供

### ワークライフバランスを実現する職場環境

- ✓ 成果主義を重視した人事評価
- ✓ 超過勤務時間の削減（対前年比▲16%（29年2月～30年1月））と業務のスリム化

### 人事改革を定着・深化させる仕組みの構築

- ✓ 職員の満足度調査を外部機関に委託して定期的実施し、不断に取組みを見直し、更なる改善につなげる仕組みを構築することにより、改革を定着

# 改革が目指す金融庁の将来像

## 改革後の金融庁

- 「国民のため、国益のため」に、自らの能力や資質を活かして貢献したいという者であれば、経歴や在籍期間にかかわらず活躍できる組織
- 能力主義を徹底し、多様な職員の一人ひとりが、組織の内外で通用する人材価値を高め、プロフェッショナルとして自立した組織
- 終身雇用、年功序列といった旧来の慣行に囚われず、組織の内外の往来がより柔軟な開かれた組織



## 目指す姿

- 金融庁で働く一人ひとりの職員が、絶えず国益への貢献を意識して行動することで、質の高い金融行政を実現し、国民の期待と信頼に応えていく
- （その結果）金融庁が、一人ひとりの職員にとって、仕事の大小にかかわらず、国家公務員としてのやりがいを感じ、働いてよかったと思える職場になる



## 金融研究センター研究官・特別研究員一覧

(平成 30 年 6 月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名・所属
研究官 (常勤)	高頻度取引(HFT)の戦略分析	大山 篤之
	市場リスク計測手法についての考察	鈴木 利光
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策 向上に向けた諸問題の調査・研究	佐々木 稔
特別研究員 (委嘱)	市場の公正性・透明性を確保するために解決 すべきFinTech等先進的IT技術の制度的・技術 的諸問題の考察	鮫島 洋一 PwCあらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス部マネージャー
	金融機関による事業性評価の定着に向けた採 算化にかかる分析・考察	金澤 一広 ポストン コンサルティング グループ プロジェクトマネージャー
	顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デュ ーティー)にふさわしい金融商品販売のあり方	松本 大輔 ルートエフパートナーズ株式会社 代表取締役
		前川 知英 ルートエフ・データム株式会社 マネージャー

## 平成29事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
29年7月	室町 幸雄	与信集中リスク管理の高度化に向けた研究
29年7月	砂川 武貴	予防的な金融政策(lean-against-the-wind policy)にかかる最近の議論のサーベイ
29年10月	花田 隆仁	サイバー攻撃の脅威動向に関する公開情報からの情報収集・分析(OSINT)について
29年12月	磯部 昌吾	自己資本規制におけるマーケット・リスク計測
30年2月	宋 明子	昨今の経済環境等の変化に対応した不適正会計の早期発見に関する調査・研究
30年3月	北見 良嗣 首藤 優	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る現状調査 —仮想通貨を巡る規制及び中銀デジタル通貨の発行可能性に係る各国比較—
30年6月	平賀 一希 真鍋 雅史	地域経済と貸出行動 —日本における地方部の県(X県)を事例にした経済変数と 個別金融機関要因の定量的評価—

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

**フィンテック・サミット 2017(プログラム)**

- 共通価値の創造 -

 日時: 平成 29 年 9 月 21 日(木)  
 場所: 東京丸の内 丸ビルホール  
 主催: 金融庁

時間	プログラム	登壇者
9:10 -9:20	開会挨拶	村井英樹 内閣府大臣政務官
9:25 -10:25	オープン・イノベーション (金融機関と FinTech 企業の協働)	Michael Harte Barclays グループイノベーション長 Matt Hancock 英デジタル担当国務大臣 丸山弘毅 FinTech 協会代表理事 亀澤宏規 MUFG 執行役常務・グループ CIO 兼グループ CDTO (モデレーター)森下哲朗 上智大学法学部教授
10:30 -11:30	ブロックチェーン (変革への助走)	Carl Wegner R3 アジア部門ヘッドディレクター 松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員 佐藤康博 みずほ FG グループ CEO 山岡浩巳 日銀・決済機構局長 (モデレーター)Martin Arnold Financial Times 銀行部門担当エディター
9:50 -10:35	ブロックチェーン時代の夜明け	松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員 リカルド・コレイア R3 APAC Products and Lab 代表 ダイアナ・ビッグス Proof of Purpose CEO、UCL ブロックチェーン技術研究所 産業連携統括部長 村林聡 MUFG 専務執行役員 (モデレーター)山岡浩巳日本銀行決済機構局局長
14:00 -14:15	セレモニー	越智隆雄 内閣府副大臣
14:20 -15:20	規制・当局の役割 (金融当局によるイノベーションの加速)	David Geale 英 FCA 政策担当ディレクター 【ビデオレター出演】 Sopnendu Mohanty 星 MAS CFO Cathie Armour 豪 ASIC コミッショナー Richard Teng アブダビ FSRA・CEO 松尾元信 金融庁総務企画局参事官 (モデレーター)翁百合 日本総合研究所副理事長
15:25 -16:25	金融技術の新領域	Dirk Jaensch BearingPoint 社 金融サービスパートナー 谷崎勝教 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役執行役専務 グループ CIO 浦川伸一 SOMPO ホールディングス株式会社 グループ CIO 常務執行役員 山藤敦史 日本取引所グループ新規事業推進室・フィンテックラボ室長 (モデレーター)滝田洋一 日本経済新聞編集委員
16:30 -17:30	アジアの Fintech フロンティア	Sukarela Batunanggar インドネシア金融庁副理事 Sundara Iyer Ganesh Kumar インド準備銀行理事 河合祐子 日本銀行フィンテックセンター長 Buncha Manoonkunchai タイ中央銀行金融技術部門上級課長 (モデレーター)井上俊剛 金融庁総務企画局信用制度参事官
17:30 -17:40	閉会挨拶	麻生太郎 副総理兼金融担当大臣

## 平成 29 事務年度 金曜ランチョン

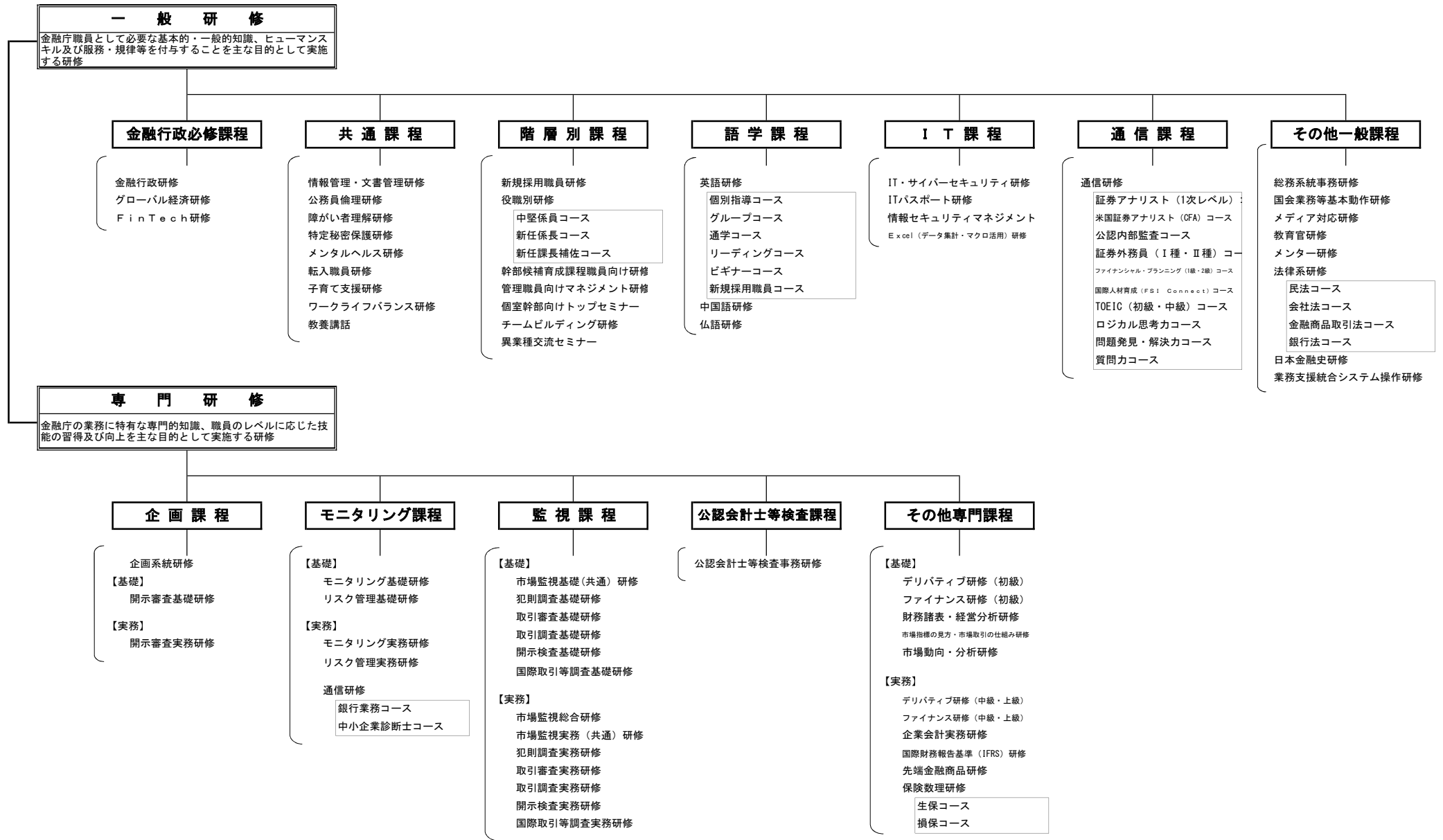
開催日	講師	テーマ
平成 29 年 7 月 4 日	James R. Cummings (マッコーリー大学応用金融・保険数理学部上級 講師)	"Do the Basel III Capital reforms reduce the implicit subsidy of systemically important banks? Australian evidence"
7 月 28 日	安念 宣子 (PayPal Pte. Ltd. ディレクター・リーガルカウ ンセル, ガバメントリレーションズ)	「Financial Inclusion による FinTech 課題の解決」
8 月 25 日	福島 良治 (みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式 会社取締役(金融工学第一部第二部・投資技術開 発部統括))	「デリバティブ取引の「法務」と「ファイナンス」 に関する主要テーマの紹介 - 2つの著書から -」
9 月 25 日	Ni Lar Win, Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	"Financial Institutions Supervision in Myanmar"
	Behzad Lamei, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Iranian Banking system structure and a need for reform"
9 月 26 日	Evelin Graciela Santoni, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Argentina and Japan Supervisory framework: Lessons learned and next steps"
	Patricio Antonio Pino Urrutia, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Chile-Japan Banking System, Supervision Methodology and Others: Learnings and Comparisons"
	Chanidapa Srithongdee, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Comparison of Thailand and Japanese Banking Supervision"
9 月 27 日	Sompadith Volachit, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Experience and Lesson form GLOPAC Program"
	Renno Andhito, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Integrated Supervision for Financial Conglomerates"
	Vu Phuong Nguyen, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Financial System Stability: Japan and Vietnam's Implementation"
9 月 28 日	Sharma Mukesh Kumar, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Handling of Non-Performing Assets: Experience of India and Japan"
	Surmaajav Ganbayar, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Comparative analysis of supervisory activities in the sphere of credit information centers (Mongolia and Japan)"
10 月 13 日	佐藤 雅之 (金融庁総務企画局政策課総括課長補佐)	「地域金融機関と行政との関わり - 地方創生の現 場から -」
10 月 27 日	マイケル・ニューマン (アナロジカ株式会社代表取締役社長)	「日本の株式市場とコーポレートガバナンス・コー ドに対する海外投資家からの評価について考える」
11 月 1 日	Torsten Ehlers (Economist, Monetary and Economic Department, Bank for International Settlements)	"Frictions in Money Markets and Global Banks' Business Models -Evidence from the Japan Repo Premium -"

開催日	講師	テーマ
11月10日	松尾 豊 (東京大学大学院工学系研究科特任准教授)	「人工知能は人間を超えるか -ディープラーニングの先にあるもの-」
11月24日	山岡 浩巳 (日本銀行決済機構局長)	「金融イノベーション・フィンテックの下での新たなレギュレーション像 -中央銀行の視点から-」
12月6日	Paul A. Leder (Director, Office of International Affairs, U.S. SEC)	“Key Issues on the U.S. SEC’s International Agenda”
12月11日	Gankhuyang Shonkhor, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“The role of insurance inspector”
	Jasur A. Kholmiraev, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of solvency regimes”
12月12日	De Mo Win Myint, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of two countries activities in insurance sector”
	Dilek Sakallioğlu, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Turkish Insurance Market and Japanese Insurance Market-Information on Corporate Governance Gained in GLOPAC Training”
12月18日	Brahma Setyowibowo, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of a Resolution Regime in Insurance Sector between Japan and Indonesia”
	Ms. Veronica Namate, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Key Learnings from the Glopac Program and Proposals for Botswana”
12月19日	Ubonwan Saengtrong, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on Supervisory System focusing on Off-site Monitoring and On-Site Inspection”
	Niño Jerald M. Cruz, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Current and Future Regulations for Insurance Brokers in the Philippines”
12月20日	李 智慧 (野村総合研究所金融ITコンサルティング部 兼 グローバル産業・経営研究室)	「中国の FinTech 産業の最新動向」
平成30年 1月12日	ピョートル・フェリークス・グジバチ (プロノイア・グループ株式会社代表取締役)	「AIに負けない働き方」
1月26日	小立 敬 (野村資本市場研究所主任研究員)	「マクロブルーデンス政策に関する国際的な動向—実行段階に入った EU、慎重姿勢の米国—」
2月9日	岩田 太地 (NEC FinTech 事業開発室長)	「本格化するデジタル化社会へ向けて」
2月16日	田中 正明 (PwC インターナショナル シニア・グローバル・アドバイザー、金融庁参与)	「海外買収銀行経営よもやま話」
3月2日	八田 進二 (青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)	「不正を抑止、摘発するために社外役員等は何をすべきか？」

開催日	講師	テーマ
3月16日	水瀬 ケンイチ (「お金は寝かせて増やしなさい」(フォレスト出版)著者、インデックス投資ブロガー)	「実録 ～インデックス投資を15年実践してみた～」
3月23日	星 岳雄 (スタンフォード大学アジア太平洋研究所日本プログラムディレクター、ビジネス・スクール教授)	「The Great Disconnect: The Decoupling of Wage and Price Inflation in Japan」
4月6日	山藤 敦史 (株式会社日本取引所グループ 総合企画部新規事業推進室フィンテック・ラボ室長)	「証券分野でのフィンテック活用の可能性」
4月20日	池尾 和人 (立正大学経済学部教授)	「物価水準の財政理論」と日本経済」
5月11日	武田 晴夫 氏 (株式会社日立製作所理事技師長、日本工学アカデミーSDGs プロジェクトリーダー、金融 SDGs 研究会副代表) 小林 孝明 氏 (株式会社野村総合研究所金融デジタル企画一部上級研究員、日本リアルオプション学会理事副会長、金融 SDGs 研究会理事事務局長)	「金融を取り巻く SDGs の国際動向 ～SDGs 金融指標の国際原則形成に關与する必要性～」
5月25日	田村 正之 (日本経済新聞社編集委員(マネー報道担当) 兼紙面解説委員)	「人生100年時代の投資と資産形成」
6月8日	神田 秀樹 (学習院大学大学院法務研究科教授)	「研究者からみた金融法制 -金融セクターと産業セクター-」
6月13日	Pawandee, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Comparison of Securities markets of Japan and India -My Views, My Learnings-”
	Kalymgazinov Maksat, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Time capsule: past, present and the future”
6月14日	Giri Ambika Prasad, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Securities Market Regulation / Supervision in Nepal-Japan and Knowledge obtained from GLOPAC Program”
	Tsedendamba Jamsranjav, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Securities Market in Japan and Mongolia”
6月15日	Nean Bony, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Securities Market in Japan and Cambodia”
6月19日	Kyi Kyi Khin Swe, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Opportunity and Challenges of Myanmar Securities Market”
	Krongpark Sukarat, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on conflict of interest arising from financial conglomerate in IPO process”
6月20日	Vu Hai Son, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Securities Market, looking forward from international good practices”

開催日	講師	テーマ
6月20日	Nova Efendi, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison study regarding market surveillance in Indonesia and Japan”
6月22日	昆野 明子 (金融庁検査局総務課課長補佐 兼 総務企画局 政策課課長補佐)	「検察庁の9年 金融庁の2年」
6月29日	James R. Cummings (マッコーリー大学応用金融・保険数理学部上級 講師)	“Impact of the Basel III capital reforms on bank funding costs: Australian evidence”

(注) 公表可能なもののみ本表に掲載している。





資料 2 - 5 - 2

平成29事務年度（平成29年7月～30年6月）研修実施状況

(H30. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目 的	実 施 月	
必金融 修課行政	金融行政研修	金融行政の理念・究極的な目標、金融行政方針及び金融レポートの背景・内容等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	7月・8月	
	グローバル経済研修	マクロ経済の動向や最近の金融情勢等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	7月・8月	
	FinTech研修	FinTechの最新動向や今後の展開、金融機関に対する影響や課題等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	7月・8月	
共通 課程	情報管理・文書管理研修	金融庁における情報セキュリティ管理、行政文書管理、個人情報管理に関する基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・1月	
	公務員倫理研修	公務員倫理、服務規律、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・1月	
	障がい者理解研修	金融庁における障がいを理由とする差別の解消の推進、窓口等における障がい者に対する合理的配慮に関する理解	7月・8月・9月 10月・1月	
	特定秘密保護研修	特定秘密保護法制、金融庁特定秘密保護規程、特定秘密を取り扱う者等の責務等に関する基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・1月	
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルスの現状、職場におけるハラスメントの防止等に関する基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・1月	
	転入職員研修	「金融庁職員のあり方」、金融庁の組織・基本実務等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・4月	
	子育て支援研修	仕事と育児の両立をイメージしたワークライフバランスの充実、同じ立場の職員存在を認識し、横の繋がりを図る	7月	
	教養講話	職員の自己変革に関する気付きの機会の提供、「金融庁職員のあり方」に適った組織風土の醸成、組織の活性化	1月	
一般 研修	新規採用職員研修（総合職）	社会人、国家公務員としての基礎知識や、金融庁職員として必要となる金融行政に関する法令及び基本的な知識・技能の習得	4月	
	新規採用職員研修（一般職）		4月～5月	
	役 別 研 修	新任係長コース	係長相当職に必要な業務遂行能力（コミュニケーションスキル、プレゼンテーションスキル、コーチングスキル等）の養成	9月・10月
		新任課長補佐コース	課長補佐相当職に必要な業務遂行能力（ネゴシエーションスキル、マネジメントスキル、プレゼンテーションスキル等）の養成	9月
	幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部として職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識・スキルの習得	12月	
	管理職員向けマネジメント研修	管理職員のマネジメント能力の向上、管理者意識の涵養、気付きの機会の提供	1月・2月	
	個室幹部向けトップセミナー	トップマネジメント層として、特に認識すべき事項（マネジメントの在り方、情報管理、倫理に関するハイレベルな事項等）の理解	1月	
	異業種交流セミナー	外部との交流を通じて、多様な組織・意見に触れることによる、成長への気づきの場、庁外の人的・知的ネットワークの構築	11月・12月・1月 5月・6月	
語学 研修	英語 研 修	個別指導コース	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる英語に関する語学力の維持・向上を図る	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
		グループコース	グループ形式によるレッスンにより、日常の英会話（初級レベル）・応用的なビジネス英会話（中・上級レベル）能力の維持・向上を図る	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
		通学コース	通学かつ、グループ形式によるレッスンにより、日常の英会話（初級レベル）・基礎・応用的なビジネス英会話（中・上級レベル）能力の維持・向上を図る	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
		リーディングコース	金融分野に関する英文を理解するための読解力向上を図る	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
		ピギナーコース	英語に関する日常的な学習方法を習得し、英語に関する語学力の向上を図る	1月期（3か月間）
		新規採用職員コース	新規採用職員の英語継続学習の契機、金融国際化に対応するため、職員の英語力強化を図る（グループ形式によるレッスン）	9月期（3か月間）
		単発開催	わかりやすい英語と丁寧な英語のバランスやその重要性について、基礎編・実践編に分けて実施し、英語に関する語学力の向上を図る	6月
	中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる中国語に関する語学力の維持・向上を図る	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)	
仏語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる仏語に関する語学力の維持・向上を図る	9月期（3か月間）		

平成29事務年度（平成29年7月～30年6月）研修実施状況

(H30. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月		
一般研修	IT課程	IT・サイバーセキュリティ研修	職員のITリテラシー向上、IT・サイバーセキュリティ等に関する基本的事項の理解	7月・8月・9月 10月・1月	
		ITパスポート研修	金融庁の情報システムに関する基本的知識、ITパスポート資格レベルに相当するIT基礎知識の習得	9月・10月	
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験レベル相当の知識の付与	12月～3月	
	通信課程	証券アナリスト（1次レベル）コース	証券アナリスト1次レベル相当の知識の付与	9月～3月	
		米国証券アナリスト（CFA）コース	CFA（Chartered Financial Analyst）レベル1相当の知識の付与	2月～3月	
		公認内部監査コース	公認内部監査人（CIA）試験レベル相当の知識の付与	9月～3月	
		証券外務員（I種・II種）コース	証券外務員I種・II種レベル相当の知識の付与	9月～3月	
		ファイナンシャル・プランニング（1級・2級）コース	ファイナンシャルプランニング（FP）1級・2級レベル相当の知識の付与	9月～3月	
		国際人材育成（FSI Connect）コース	国際金融規制の動向や国際金融の最新情報等に関する知識の習得	9月～3月	
		TOEIC（初級・中級）コース	TOEIC（初級・中級）レベルの英語力の維持・向上を図る	9月～2月	
		ロジカル思考力コース	問題の本質を捉えるための論理的思考力の向上を図る	9月～10月・11月～12月	
		問題発見・解決力コース	問題を的確に捉え、実効性ある解決策を導き出すためのプロセスやスキルの向上を図る	9月～10月・11月～12月	
	質問力コース	相手方の情報を正確に捉え、的確に質問する技術を身に付けることで、質の高い業務遂行能力を図る	9月～10月・11月～12月		
	その他一般課程	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理の手続きに関する知識の付与	8月	
		国会業務等基本動作研修	想定問答や幹部説明資料の作成、案件の進め方等、金融庁業務の基本動作及び国会業務の基本的・実践的な知識の付与	9月	
		メディア対応研修	メディア対応における基本動作、記者会見やインタビューに関する技術習得	9月	
		教育官研修	新規採用職員研修（一般職）の研修生を指導・育成を担当する教育官の養成	2月	
		メンター研修	H30年度にメンターとなる職員に対し、メンターとしての必要な知識・スキルの付与	5月	
		法律系研修	民法コース	民法（特に債権）に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月
			会社法コース	会社法に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月・10月
			金融商品取引法コース	金融商品取引法に関する基礎及び専門的な知識の付与	1月・2月
銀行法コース			銀行法に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月・11月	
日本金融史研修		日本における金融の歴史的な流れを理解することにより、金融に関する幅広い教養の習得	3月		
業務支援統合システム操作研修	業務支援統合システム（3局システム）の利用に関する基本的操作知識の付与	8月			
専門研修	企画課程	企画系統研修	企画部門の業務内容や企画部局における諸課題等、企画部門行政に関する基本的事項の理解	8月	
		基礎 開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識（企業会計、開示制度、有報等の審査、会計士監査、内部統制等）の付与	7月～8月	
		実務 開示審査実務研修	企業内容開示審査業務に関する専門的な知識（コーポレートファイナンス、開示制度の現状、ディスクロージャー事案、有報等の審査事例、IFRS等）の付与	10月	

平成29事務年度（平成29年7月～30年6月）研修実施状況

(H30. 6. 30現在)

区分		研修名（コース名）		目的	実施月
専門研修	モニタリング課程	基礎	モニタリング基礎研修	モニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識の付与	7月
			リスク管理基礎研修	モニタリング業務を遂行するうえで必要なリスク管理に関する基礎的な知識の付与	8月
		実務	モニタリング実務研修	モニタリング業務を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキルの付与	7月・8月・10月 11月・1月・3月
			リスク管理実務研修	モニタリング業務を遂行するうえで必要なリスク管理に関する専門的な知識及び実践的なスキルの付与	7月
		通信研修	銀行業務コース	銀行業務に関する基礎的な知識の付与	8月～3月
			中小企業診断士コース	中小企業診断士（1次試験）相当の知識の付与	8月～3月
	監視課程	基礎	市場監視基礎（共通）研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等）の付与	7月
			犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（犯則調査業務概要、刑法、刑事訴訟法、証券会社・銀行調査等）の付与	7月
			取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引・偽計、相場操縦、審査手法、審査レポートの書き方等）の付与	7月
			取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引・偽計、証券会社・銀行調査、調査事例等）の付与	7月
			開示検査基礎研修	有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識（開示検査業務概要、質問調書、検査報告書、検査事案分析等）の付与	7月
			国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的知識（相場操縦に関する調査、MOUの概要等）の付与	8月
		実務	市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的な知識（IT動向を踏まえた市場監視の課題や今後の取組み等）の付与	1月
			市場監視実務（共通）研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識（FinTechの現状と課題、マクロ的監査アプローチ、監査のあり方等）の付与	7月
			犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（犯則調査の留意点、刑事訴訟法（証拠法・捜査）等）の付与	8月・1月
			取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（規制、取引審査の着眼点、取引審査事例研究）等の付与	1月
			取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（金融商品取引法解説、相場操縦、調査実践）等の付与	8月・1月
			開示検査実務研修	有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識（IFRS・日本基準の相違点、開示検査手法・事例研究等）の付与	8月・12月
			国際取引等調査実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的知識（国際審査の現状と課題、調査手法、調査における留意事項等）の付与	1月
			公認会計	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識（検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等）の付与
	その他専門課程	基礎	ファイナンス研修（初級）	金融行政における基本的かつ重要分野であるファイナンスに関する基本的知識（金利と債権の基本、確率・統計の基本等）の付与	8月
			財務諸表・経営分析研修	財務諸表・経営分析に関する基本的な知識（財務諸表の見方、経営分析の基礎・ケーススタディ等）の付与	5月・6月
			市場指標の見方・市場取引の仕組み研修	各種市場におけるマーケット指標の仕組み、金利・株式取引・債券取引・外国為替取引の仕組みに関する基本的な知識の付与	10月・11月
			市場動向・分析研修	日本・諸外国における市場（株式、証券化商品、派生証券、投資信託、公社債市場）動向及びその分析手法に関する基礎的な知識の付与	11月・12月
実務		企業会計実務研修	会計制度に関する専門的知識（税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等）の付与	2月	
		国際財務報告基準（IFRS）研修	国際財務報告基準（IFRS）に関する専門的知識（IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等）の付与	11月	
		先端金融商品研修	先端金融商品に係る知識（仕組債、証券化商品、ストラクチャード・クレジット商品、投資信託の仕組み及びリスク等）の付与	10月～12月	
		保険研修	生保コース	保険数理に関する知識（生保：利息計算、純保険料・営業保険料の考え方、責任準備金の考え方等、損保：料率算定、積立保険の数理の考え方、再保険等）の付与	11月
			損保コース		12月

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】

1. 金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表しました。
2. 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について公表しました。
3. 投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について公表しました。
4. 「つみたて NISA に関する説明会」～職場つみたて NISA の活用～
5. 近畿財務局が「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を要請しました。
6. 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」について公表しました。
7. 「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について公表しました。
8. 電子決済等代行業を営むみなさまへ
9. 金融庁 明治 150 年関連施策 特設ページ
10. 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について公表しました。
11. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
12. 仮想通貨に関する情報を掲載しました。
13. 顧客本位の業務運営に関する原則
14. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版ステュワードシップ・コード」の改訂
15. 講演等
16. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
17. 国会提出法案等
18. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
19. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に係る申請手続きについて公表しました。
20. FinTech サポートデスクの設置
21. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設
22. 『仮想通貨』に関する新しい制度
23. 「金融仲介機能のベンチマーク」について

（注）平成 30 年 6 月 29 日時点

## 平成29事務年度政府広報実績 (H29. 7. 1~H30. 6. 30)

	媒体 (広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	霞が関からお知らせします 2017 (BS日テレ 日曜日 21:54~22:00)	「仮想通貨」って何?~可能性と注意点~ ※8月13日放送
	定時番組	霞が関からお知らせします 2018 (BS日テレ 日曜日 特別編成20:54~21:00)	NISA~貯蓄から資産形成へ! ※1月7日放送
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加のWeekly Japan!!」	知っておこう! 仮想通貨と新しい制度 ※8/12・13放送
新聞	突き出し	全国69紙 (中央4紙、ブロック3紙、地方62紙 平成29年9月18日~9月23日)	NISA口座におけるマイナンバー告知の周知
	突き出し	全国71紙 (中央4紙、ブロック3紙、地方63紙、日経新聞 平成30年4月16日~4月22日)	休眠預金等の活用
	突き出し	全国71紙 (中央4紙、ブロック3紙、地方63紙、日経新聞 平成30年6月4日~6月10日)	マネロン・テロ資金供与防止の強化
	記事下	全国70紙 全5段モノクロ (平成30年3月17日、3月18日)	仮想通貨を利用する際の注意点
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 56 (H29. 8発行)	仮想通貨について
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 57 (H29. 9発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 58 (H29. 11発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 59 (H30. 1発行)	休眠預金等の活用について 金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
インターネット	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年7月31日から8月6日)	NISA口座におけるマイナンバー告知
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年8月7日から平成29年8月13日)	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年8月21日から平成29年8月27日)	プリペイドカード詐欺に注意
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年8月28日から9月3日)	(仮想通貨交換業に関する法制度 (改正資金決済法等) の施行
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年9月18日から平成29年9月24日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成29年12月11日から平成29年12月17日)	休眠預金等の活用について
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成30年1月1日から平成30年1月7日)	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成30年4月9日から平成30年4月15日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo! Japan (平成30年5月28日から平成30年6月3日)	マネロン・テロ資金供与防止の強化
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成29年8月14日から平成29年8月20日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成30年5月4日から平成30年5月10日)	振り込め詐欺救済法について
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (平成29年9月11日から平成29年9月17日)	NISAについて

	インターネット テキスト広告	Trend Match（平成29年9月11日から平成29年9月17日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル（平成29年9月18日から平成29年9月24日）	NISAについて
	インターネット テキスト広告	産経デジタル（平成29年9月18日から平成29年9月24日）	NISA口座におけるマイナンバー告知
	インターネット テキスト広告	毎日新聞（平成29年10月2日から平成29年10月8日）	NISAについて
	インターネット テキスト広告	Trend Match（平成30年1月1日から平成30年1月7日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	モバイル携帯端末サイト 広告	News Cafe（平成29年8月14日から平成29年8月20日）	ジュニアNISA制度創設（平成28年4月～）
	モバイル携帯端末サイト 広告	News Cafe（平成29年9月4日から平成29年9月10日）	NISA口座におけるマイナンバー告知
	モバイル携帯端末サイト 広告	News Cafe（平成29年12月25日から平成29年12月31日）	休眠預金等の活用について
	モバイル携帯端末サイト 広告	News Cafe（平成30年1月1日から平成30年1月7日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	政府インターネットテレビ	（平成29年8月31日掲載）	使っていますか？お得な「NISA」
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載（平成30年4月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年1月から掲載	資産づくりの第一歩に、投資優遇制度「NISA（ニーサ）」があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年1月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり「つみたてNISA（ニーサ）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年5月から掲載	「仮想通貨」を利用する前に知ってほしいこと。 平成29年4月から、「仮想通貨交換業（仮想通貨交換サービス）」に関する新しい制度が開始されました

## 意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

平成29事務年度(平成29年7月～30年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
H30.6.29	流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)の公表について	H30.7.30
H30.6.29	「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」(案)の意見募集について	H30.7.30
H30.6.18	自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)の公表について	H30.7.19
H30.6.8	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正(案)の公表について	H30.7.9
H30.6.1	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H30.7.1
H30.6.1	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」の公表について	H30.7.1
H30.5.14	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	H30.6.12
H30.5.11	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	H30.6.9
H30.5.8	「監査基準の改訂について(公開草案)」の公表について	H30.6.6
H30.4.13	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H30.5.12
H30.3.26	投資家と企業の対話ガイドライン(案)の公表について	H30.4.29
H30.3.9	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」の公表について	H30.4.9
H30.3.5	「公認会計士等登録規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	H30.4.4
H30.2.2	「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」について	H30.3.5
H30.1.31	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)について	H30.3.1
H30.1.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H30.2.22
H29.12.22	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について	H30.1.22
H29.12.15	自己資本比率規制及び流動性規制(第3の柱)並びに報酬に関する告示等の一部改正(案)について	H30.1.15
H29.12.15	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)への意見募集(2月14日まで)について	H30.2.14
H29.12.8	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	H30.1.12
H29.11.28	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	H29.12.12
H29.11.24	「流動性カバレッジ比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	H29.12.24
H29.11.6	「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件」の改正案の公表について	H29.12.5
H29.10.24	平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	H29.11.22

公表日	案件名	締切日
H29.10.24	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	H29.11.22
H29.10.13	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H29.11.11
H29.8.22	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H29.9.22
H29.8.18	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H29.9.17
H29.8.9	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	H29.9.7



## 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

### 目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	(株)日本総合研究所 理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

#### 金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1  
金融庁金融サービス利用者相談室  
「金融行政ご意見受付窓口」

#### 金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

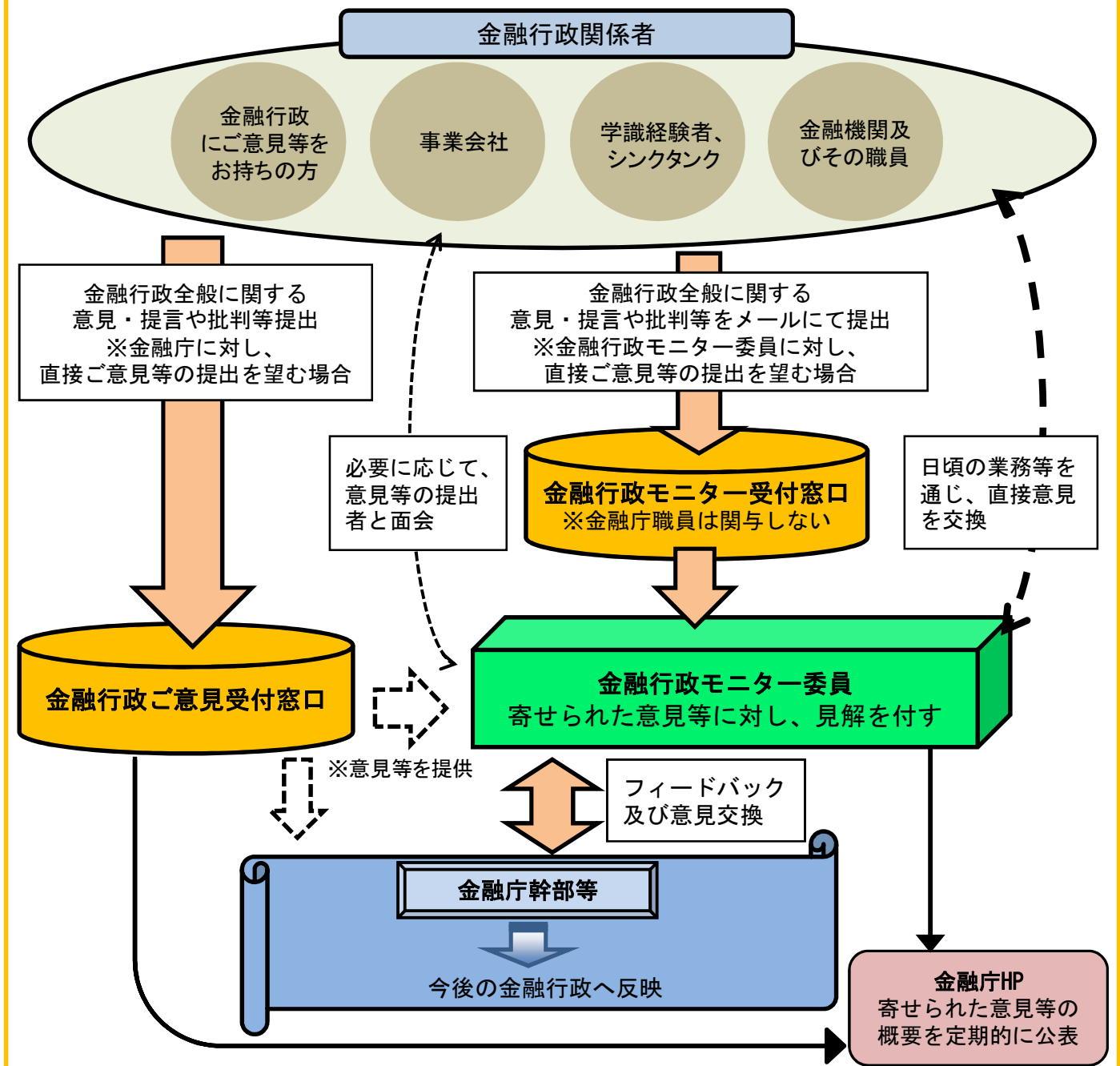
金融行政モニター



## 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

## 金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課  
金融サービス利用者相談室  
Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)  
Fax 03-3506-6699



平成 29 年 7 月 31 日  
金融庁

## 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 29 年 1 月から 3 月までの 3 か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口へ寄せられた意見等は、平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に 130 件となっています。

### 2. 金融行政モニター受付窓口へ寄せられたご意見等について

○ 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

7 件

【主なご意見等】

(別紙) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ  
総務企画局政策課政策評価企画係
- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ  
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>証券会社が、零細顧客の利益を犠牲にして、証券会社自身や大口顧客の利益を確保するために行動していると思われる経験をした(注)。</p> <p>投資信託に関しては、未だに証券会社によって高額な手数料設定や回転売買の推奨が行われている。</p> <p>家計の安定的な資産形成のために投資が有効だとするのであれば、行政は、証券会社が目先の利益を重視するのではなく顧客本位の業務運営をするよう、的確な対応をとることが急務である。</p> <p>(注) 具体的には、外国通貨建て債券の償還金が、MRFに入れてもらう契約にもかかわらず預り金となっていた際に、証券会社は自らの誤りを詫びるでもなく、不満なら他の証券会社へ移ればよいとの態度を示した。また、外国の国債が暴落した際、当該債券の売却を勧めてきたので、逆に買いたいと注文しても(売り推奨しているくらいなので買えないはずがないのに)「買えなかった」と言われるなどの対応をされたとしている。</p>	<p>国民の安定的な資産形成を図るためには、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から、昨年、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて審議が行われました。12月にまとめられた金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁として、本年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表したところです。</p> <p>「原則」では、金融事業者は顧客の最善の利益を図るべきとともに、重要な情報を分かりやすく提供すべき、顧客にふさわしいサービスを提供すべき、などとしています。</p> <p>今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えています。</p> <p>また、金融庁としても、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしており、ご指摘の点についても参考とさせていただきます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>1. 平成 26 年の保険業法改正に際しては、「保険商品の販売時に所属保険会社から保険代理店に対し支払われる手数料の高いものを優先的に販売しているのではないか」という懸念から推奨販売に係る規制が導入されたと記憶している。しかし、現状、保険代理店の使用人である各募集人が、推奨する保険商品の設計時にその商品の手数料を確認できるようになっており、このこと自体が問題ではないか。また、体制整備として、今までのようなフルコミッション（完全歩合制）ではなく雇用を求められているのであれば、本来募集人が手数料を確認する理由も極めて無いに等しいのではないか。</p>	<p>1. 平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法においては、複数の保険会社の保険商品を比較推奨販売する保険代理店(乗合代理店)に対しては、このような販売形態における保険募集の適切性を確保する観点から、</p> <p>① 顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示すること、  ② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨する理由を説明すること、</p> <p>などを求める比較推奨販売に係る規制が導入されました。</p> <p>ご意見にある事例のとおり、保険代理店において、顧客に提示する保険商品の設計書等を作成するにあたって、各保険募集人は保険会社から提供されるシステムを利用することが一般的であり、この場合、各保険募集人が見る画面や設計書(保険代理店控え)等に手数料が表示される場合があります。ご意見は、このような場合、各保険募集人が顧客の意向に沿わず、手数料の多寡に応じて保険商品を推奨することを懸念しているものと考えます。</p> <p>保険会社からシステムを介して提供される手数料に関する情報については、保険代理店における収益管理等に活用される一方で、その情報が、保険代理店において各保険募集人にも提供された場合には、例えば、保険募集人の給与が販売成績に連動するもの(=歩合給)であると、一般的に、ご意見にあるような事象が懸念されるものと考えられます。他方、保険募集人の給与が販売成績に連動しないもの(=固定給)であると、一般的に、ご意見にあるような事象を招く懸念は少ないものと考えられます。</p> <p>このように同じ情報であっても、それぞれの利用目的や利用者、利用状況などに応じて、その情報の性質も異なるものであることから、システムを提供する保険会社や当該情報を利用する保険代理店においては、改正保険業法に基づく対応を行ううえで、その利用状況等を踏まえ適切に運用する必要があると考えます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2		<p>金融庁としましては、乗合代理店に支払われる手数料の多寡に応じて、比較推奨のプロセスが歪められていないかなど、比較推奨販売に係る規制の実効性を検査・監督を通じて検証しており、引き続き適切な対応を求めてまいります。</p> <p>また、金融庁が本年3月30日に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、「手数料等の明確化（原則4）」や「重要な情報の分かりやすい提供（原則5）」を定めています。具体的には、原則4として「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」、原則5として「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。」としており、その他、利益相反の適切な管理（原則3）や従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則7）などを盛り込んでおります。</p> <p>今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えており、金融庁としては、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしております。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>2. 弊社はこの度の法改正による体制整備の肝の一つとして、使用人を適切に管理監督するためには雇用が前提と捉え、これに対応すべく準備を進めてきた。保険代理店が使用人に対して支払う報酬は、契約件数等実績に応じた報酬（コミッション）も含めて社会保険料の対象となるが、今年になり、報酬全体を最低賃金の部分とコミッションの部分とで2段にして最低賃金の部分にだけ社会保険料を掛けて法人としての固定費を抑える、という対応が横行していると様々なところから聞く。しかも、ある保険会社の担当者がそのように指導していると聞く。これが事実であれば、日本は正直者が馬鹿を見る社会になり下がってしまうため、そのようなことにならないように、公正な法整備の浸透を切に希望する。</p>	<p>2. 保険業法(第 294 条の 3)においては、保険募集の適切性を確保するため、保険募集人(保険代理店)に対して体制整備義務を課しています。</p> <p>また、保険代理店において保険募集に従事する役員又は使用人については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(Ⅱ-4-2-1(3)①エ.)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること</li> <li>② 使用人については、①に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること</li> </ul> <p>などの要件を満たすべきことを規定しています。</p> <p>この場合、保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることが求められるものではありませんが、これらの要件及び労働関係法規を遵守した者である必要があります。</p> <p>(平成 26 年 3 月 18 日 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について No. 7 に係る回答を参照)</p> <p>また、ご意見にある社会保険料の適用等に関しましては、厚生労働省の所管事項ではございますが、金融庁としましても、ご意見にあるような報酬体系に係る社会保険料の適用実態等を踏まえ、厚生労働省との連名で、「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」(平成 29 年 3 月 28 日付)の文書を保険業界関係団体に発出し、ご意見にあるような報酬(保険代理店が使用人に対して支払う報酬)は、賃金、給与、手当などの名称を問わず労働の対価として受けるすべてのものを指すことについて、保険会社及び保険代理店への周知・徹底を図っております。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	<p>公募等に先立って行われる発行会社と投資家との間の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないミーティングの範囲について、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とを区別する取扱いをしてもらいたい。</p> <p>有価証券届出書提出の1ヶ月以上前に行われる情報発信に関し、企業内容等ガイドライン2-12③によりセーフハーバー規定が導入されたと理解しているが、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とが区別されていないことによって、非上場会社によるIPOの場合にも、公募前の会議に参加できる投資家候補（証券会社を含む）の数、回数等が限定され（2回から3回まで）、秘密保持契約を締結することが必要となったりしている。非上場会社の公募の場合には、公募に関する情報が株価に影響を与えるケースはまれであり、不正取引が行われる可能性は低い。</p> <p>英国では、Market Abuse Rules11条において、公募前のマーケットサウンディングが認められており、日本においても同様の制度が構築されれば、上場を目指す企業にとって効率的なシステムとなるし、東京資本市場の活性化、信用強化に資するのではないか？</p>	<p>金融商品取引法第4条では、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（勧誘）は、発行者が有価証券届出書（届出書）を提出した後でなければ行うことができないとされています。このように届出書の提出前の勧誘が禁止されている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実または不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされています。</p> <p>これに関連する企業内容等開示ガイドライン2-12③においては、届出書提出の1ヶ月以上前に行われる情報発信について、</p> <p>(1) 有価証券の募集・売出しに言及がなく、</p> <p>(2) 届出書提出日以前1ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられている場合には、</p> <p>情報発信が行われてから届出書の提出までに一定の期間があり、当該情報発信により生じた特定の有価証券に対する投資者の関心は沈静化し、その関心が再び高まるおそれも低いと考えられることから勧誘には当たらないと整理されています。</p> <p>上場会社による公募（P0）や非上場会社による公募（IPO）に先立ち、企業、証券会社が具体的にどのような情報発信を行うかは、上述の法令・ガイドラインを踏まえつつ、企業、証券会社がそれぞれの事情に即して判断すべきものと考えられますが、P0、IPOいずれの場合においても、同ガイドライン2-12③は、（指摘されているような）公募前の会議に参加できる投資家候補の数や会議の回数や秘密保持契約の締結を、勧誘に当たらないための要件として設けているものではありません。</p>



## 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 29 年 4 月から 12 月までに寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成 29 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間に 775 件となっています。

### 2. 金融行政モニター受付窓口寄せられたご意見等について

○ 平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに寄せられたご意見等

**【受付件数】**

42 件

**【主なご意見等】**

(別紙) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ  
総務企画局政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ  
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>より良い金融行政の運営のための人材育成の手法として、これまで以上に金融庁のプロパー職員を財務局に出向させて現場でのモニタリング業務等を経験させるなど、金融庁と財務局の積極的な人事交流を行うことを検討してもらいたい。</p>	<p>○金融庁と財務局の人事交流については、従前より職員の専門性と資質向上に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融庁職員が財務局に出向し、財務局での金融行政を経験するとともに、地域経済の実態等の見聞を広める、</li><li>・財務局職員が金融庁に出向し、財務局での金融行政を担う上での専門性を向上させる、</li></ul> <p>といった考え方にに基づき、双方向において計画的かつ積極的に実行してきたところです。</p> <p>○金融庁職員の財務局への派遣状況（平成20年度から平成29年度）については、若手職員は3名から16名と、また、財務局の幹部ポストへ派遣している管理職職員等は15名から20名と、それぞれの階層において計画的かつ着実に交流人数を増やしているところです。</p> <p>○また、財務局職員の金融庁への受入状況については、若手職員を中心に毎年50名程度の交流を行っているほか、将来、財務局の幹部に登用し得る職員も毎年度7名程度受け入れており、財務局に復帰した際は、金融庁での経験・成果が発揮できる部署への配置をお願いしているところです。</p> <p>○今後も、金融庁と財務局の積極的な人事交流や情報共有を進めることにより、金融庁・財務局が一体として金融行政の質の向上を図っていきたいと考えています。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>商工中金の不正融資が問題となったが、商工中金と同様の公的な制度融資の一つである「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を実施している日本政策金融公庫も、恣意的に要件に合致させる等して民間金融機関より有利な条件での融資を実施している可能性がある。</p> <p>本来、中小企業を支援するための融資制度が、融資実績を上げるための手法として用いられている点が大いに問題である。</p> <p>商工中金のみならず、政府系金融機関全体についても幅広く改革を行っていただきたい。</p>	<p>公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っています。</p> <p>なお、各地域には、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等が多数存在する中、政府系金融機関は、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業しながら、こうした企業の支援に重点的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>こうした観点から、金融庁としては、日本政策金融公庫も含め公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行ってまいります。</p>

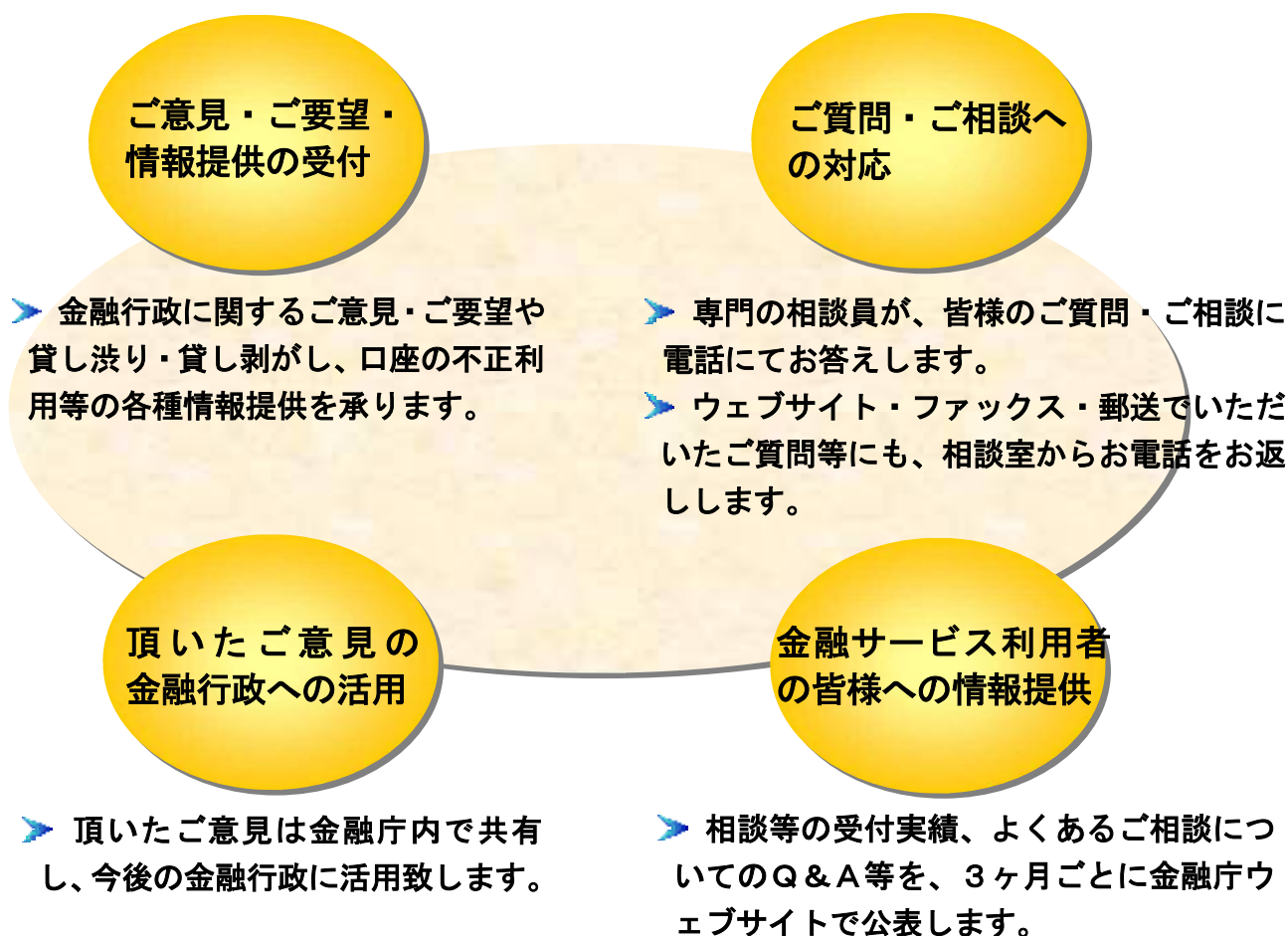


# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する4つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日10：00～17：00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）  
IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

### ● 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 仮想通貨等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の10：00～17：00の間に、お電話をお返し致します。

（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。

（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。

お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ  
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

### ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁

総合政策局総合政策課 金融サービス利用者相談室

## 資料 2-13-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(平成29年4月1日～30年3月31日)

## 【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

29年4月1日～6月30日・・・29年8月2日公表(第48回)

29年7月1日～9月30日・・・29年11月27日公表(第49回)

29年10月1日～12月31日・・・30年2月16日公表(第50回)

30年1月1日～3月31日・・・30年5月11日公表(第51回)

## 1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
質 問 ・ 相 談	6,652	6,691	6,946	8,406	28,695
意 見 ・ 要 望	1,046	1,092	1,636	2,159	5,933
情 報 提 供	506	316	401	482	1,705
そ の 他	85	74	72	469	700
合 計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

## 2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
電 話	6,773	6,741	7,069	8,951	29,534
ウ ェ ブ サ イ ト	883	765	1,103	1,607	4,358
フ ァ ッ ク ス	198	126	130	136	590
手 紙	270	244	277	262	1,053
そ の 他	165	297	476	560	1,498
合 計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

## 3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,366	2,284	2,514	2,435	9,599
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,975	1,985	1,873	1,758	7,591
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,218	2,138	2,466	2,211	9,033
貸 金 等	720	625	576	647	2,568
仮 想 通 貨 等	543	685	1,141	3,559	5,928
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	467	456	485	906	2,314
合 計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

## 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	892	37.7	788	33.3	686	29.0	2,366	100.0
7月～9月	937	41.0	786	34.4	561	24.6	2,284	100.0
10月～12月	797	31.7	751	29.9	966	38.4	2,514	100.0
1月～3月	797	32.7	783	32.2	855	35.1	2,435	100.0
29年度合計	3,423	35.7	3,108	32.4	3,068	32.0	9,599	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	526	26.6	898	45.5	551	27.9	1,975	100.0
7月～9月	510	25.7	902	45.4	573	28.9	1,985	100.0
10月～12月	518	27.7	838	44.7	517	27.6	1,873	100.0
1月～3月	474	27.0	780	44.4	504	28.7	1,758	100.0
29年度合計	2,028	26.7	3,418	45.0	2,145	28.3	7,591	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	494	22.3	1,724	77.7	2,218	100.0
7月～9月	569	26.6	1,569	73.4	2,138	100.0
10月～12月	527	21.4	1,939	78.6	2,466	100.0
1月～3月	537	24.3	1,674	75.7	2,211	100.0
29年度合計	2,127	23.5	6,906	76.5	9,033	100.0

### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	720
7月～9月	625
10月～12月	576
1月～3月	647
29年度合計	2,568

### ○仮想通貨等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	543
7月～9月	685
10月～12月	1,141
1月～3月	3,559
29年度合計	5,928

### ○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	467
7月～9月	456
10月～12月	485
1月～3月	906
29年度合計	2,314

資料 2-14-1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	① マクロブルーデンスの取組 ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等 ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ② 家計における長期・積立・分散投資の促進 ③ 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討 ④ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ⑤ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	① 内外環境を踏まえた情報力の強化 ② 迅速かつ効率的な検査・調査の実施 ③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組 ④ 市場監視におけるITの活用（RegTech） ⑤ 国内外の自主規制機関等との連携
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③ E D I N E T の整備 ④ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施 ⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 ⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組 ② 東京国際金融センター構想の推進 ③ 市場の機能強化に向けた環境整備 ④ 市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施 ⑤ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

（横断的施策）

1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	① IT技術の進展等への対応 ② 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組 ③ 仮想通貨 ④ 取引の高速化への対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関の業務継続体制の検証 ③ 災害への対応
3 その他の横断的施策	① 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言 ② 国際的なネットワーク・協力の強化 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応 ④ 規制・制度改革等の推進 ⑤ 事前確認制度の適切な運用 ⑥ 金融行政におけるITの活用

（金融庁の行政運営・組織の改革）

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） ② 金融行政に関する広報の充実 ③ 学術的成果の金融行政への導入 ④ 総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し	① 検査・監督手法の見直し
3 金融行政を担う人材育成等	① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革



## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
26年5月		・「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26年6月国会報告）	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26年6月13日）
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26年4月～27年3月末）策定（26年7月1日公表）
8月		・政策評価（平成25年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26年8月29日）
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27年3月閣議決定）	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27年4月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27年6月国会報告）	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27年6月12日） ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催（27年6月29日）
8月		・政策評価（平成26年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27年8月31日公表） ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27年4月～28年3月末）策定（27年8月31日公表）
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28年5月国会報告）	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28年5月20日）
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催（28年6月8日）

8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成28年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：28年4月～29年3月末）策定（28年8月12日公表）</li> <li>・政策評価（平成27年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（28年8月31日公表）</li> </ul>
29年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（29年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（29年6月23日）</li> <li>・「第26回政策評価に関する有識者会議」開催（29年6月26日）</li> </ul>

	政府全体の動き	金融庁の動き
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（29年7月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：29年4月～34年3月末）策定（29年8月1日公表）</li> <li>・政策評価（平成28年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（29年8月31日公表）</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：29年4月～30年3月末）策定（29年12月15日公表）</li> <li>・「政策評価に関する有識者会議運営要領」策定（29年12月15日公表）</li> </ul>
30年1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価に関する有識者会議」開催（30年1月31日）</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価に関する有識者会議」開催（30年5月21日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成28年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30年6月13日）</li> <li>・「政策評価に関する有識者会議」開催（30年6月22日）</li> </ul>

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

## 平成 29 年度の金融庁の取組み

### 1. 総論

金融庁では、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれの両立を通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大させることを目標としている。

平成 29 年度も、この目標の実現に向けて、「金融庁の行政運営・組織の改革」、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」、「国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備」、「IT 技術の進展等への対応」等、各般の事務事業に精力的に取り組んだ。

多くの事務事業において、本年度の目標を果たしたが、中長期的な目標の実現に向けては、本年度の取組みを踏まえ、それぞれにさらに取り組むべき課題が明らかになっている。こうした政策評価によるPDCAサイクルを通じて、次年度以降の金融行政に取り込んでいく。

### 2. 金融庁の行政運営・組織の改革

上述した金融庁の目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるような行動基準としての定着を図っていくことを目指し、今年度も金融庁の行政運営・組織の改革に取り組んだ。

#### (1) 組織文化(カルチャー)の変革

- ✓ 金融庁職員に、「国民」・「国益」を基本とした行動を定着させるため、職員が持つべき心構え(金融庁職員のあり方)や、管理職以上の職階に求められる能力(コンピテンシー)を定め、人事評価や 360 度評価研修の評価項目にも反映させた。
- ✓ また、新たな行政課題への的確な対応を可能とするためのリーダーの育成、組織としての多様性と専門性の向上、ワークライフバランスの推進といった観点から、様々な人事政策上の課題について、庁内外で幅広く意見を伺いながら、具体的な施策の検討を進めている。
- 組織文化(カルチャー)の変革は今年度より取組みを始めたところであり、また、職員が真に「国民、国益のために働く」組織への変革は一朝一夕に進むものではないことから、今後、諸施策を順次実施に移していくとともに、不断に改善・見直しを行うことにより、変革を定着させていく。

#### (2) 金融庁のガバナンスの改革と総合政策機能の強化

- ✓ 外部からの意見や批判等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、開かれたガバナンスの更なる充実に向けて、例えば以下の取組みを行った。
  - ・ 政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、引き続き、各種有識者会議を活用。
  - ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施。

- ✓ さらに、本年夏の組織再編に向けて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する等の観点から、組織や業務の在り方について見直しを進めた。
- 上記の枠組みをはじめとするガバナンスの改革は、今般、体系立てた取り組みとして着手したところ。ただし、改革は緒についたばかりであり、外部からの意見や批判等を的確に反映させ、金融行政の質の向上につなげていくサイクルを、次年度以降も、失速させることなく着実に定着させる取り組みを進めるとともに、枠組みについても PDCA を回し不断に見直しを行っていく。

### (3) 検査・監督のあり方の見直し

- ✓ 金融機関の検査・監督のあり方については、これまでも様々な見直しを行ってきたところ、その一つひとつの取り組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理するため、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」を意見募集手続に付した。その際、英語版をもとに内外に意見を募集し英文でのコメントも多数受け付けると共に、海外当局との意見交換も行った。
- ✓ 意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し(のべ 60 回開催)、主な意見を公表した(30年3月)。
- 個別の分野の「考え方と進め方」については、重要度の高いものから金融機関と丁寧に対話を重ねたうえで作成・公表していく。また、その時々検査・監督上の重要な課題、着眼点等についても適時取りまとめ、公表していく。さらに、新しい検査・監督を定着させ、検査・監督の品質の向上を図るため、組織として品質管理する仕組みの強化や、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組んでいく。

## 3. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

金融機関においては、低金利環境の長期化、人口減少及び高齢化の進展、IT 技術の進化等、構造的な環境変化に遅れずに適切な対応がとれるよう、質の高いガバナンスの構築が重要となっている。

こうした中、将来にわたって経営の健全性を維持しながら、地域で金融仲介機能を継続的に発揮し、付加価値の高いサービスを提供することで、安定した顧客基盤と収益を確保する「共通価値の創造」の重要性がより一層増している。そこで、今年度は、特に以下の取り組みを行った。

### (1) 地域金融機関における将来にわたる経営の健全性の確保

- ✓ 構造的な環境変化に対し、適切な対応が講じられていないことにより、将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対しては、検査を通じて経営課題を特定した上で、経営陣等と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促した。

- 検査を実施した地域金融機関については、検査を通じて把握された経営課題の解決に向けた対応を継続的にフォローアップしていく。
- 他に将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関がないかモニタリングを行い、こうした先が確認された場合には、必要に応じ、検査も活用しながら、深度ある対話を通じて、課題解決に向けた対応を促進させる。
- 上記の方向性で現行の早期警戒制度の改善を図る。
- また、低金利が長期間継続しているが、現在の金利環境が変化した際に、金融システムにいかなる影響が生じるか等についても、分析・検証していく。

## (2) 金融仲介機能の十分な発揮に向けた対応

- ✓ 地域金融機関には、地域企業の生産性向上等を後押しし、それを通じて、地域経済の活性化に貢献していく役割が期待される。こうした観点から、金融仲介の十分な発揮に向け「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用した金融機関との深度ある対話や、各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる比較可能な共通の指標群(KPI)の策定に向けた検討、金融機関によるREVIC及び日本人材支援機構の人材・ノウハウ支援の活用を促すこと等に取り組んだ。
- ✓ さらに、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、平成30年4月、報告書を公表した。
- これまでも地域金融機関における金融仲介の発揮に向けた取組みは進められてきているが、その十分な発揮の実現は容易ではなく、引き続き、金融機関との対話等を通じて、金融仲介の組織的・継続的な取組みを促していく。

## 4. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備

金融庁は、年金資産を含む家計の安定的な資産形成及び投資家と企業との対話による企業価値の持続的向上等を通じ、我が国全体の資金の流れを最適化させることを目指し、金融・資本市場の質の向上に取り組んでおり、今年度は、特に以下の取組みを行った。

### (1) 国民の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

- ✓ 金融機関の取組みの「見える化」を促進する観点から、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択事業者のリストを公表したほか、金融機関間で比較可能な共通 KPI の策定に向けて、金融機関の取組状況のモニタリングを行った。
- ✓ NISA制度の利便性向上を図るため、口座開設申込時に即日で買付けを可能とする税制改正を実現。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるよう、金融庁が率先して職場つみたて NISA を導入(地方自治体や企業も導入するよう、働きかけを継続予定)したほか、個人ブロガー等との意見交換会など、新たなチャネルを通じた情報発信を進めた。
- ✓ 有識者ヒアリング等を通じた退職世代等を取り巻く状況の整理・分析も踏まえ、退職世代等に対する金融サービスのあり方を検討した。

- 営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透しているかや、比較可能な共通 KPI の設定・公表状況をモニタリングし、引き続き顧客本位の業務運営の確立と定着を促す。
- つみたてNISAの普及・利用促進を図るため、地方自治体や企業に対して職場つみたてNISAの導入を促す取組み等を進めていく。

## (2) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

- ✓ コーポレートガバナンス改革については、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言を踏まえ、果敢な経営判断や企業年金のアセットオーナーとしての専門性向上等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業との対話で重点的に議論することが期待される事項をまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を、平成 30 年 6 月に行った。
- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討していく。

## 5. IT 技術の進展等への対応

IT 技術の進展等の環境変化に対しては、今年度は、特に以下の取組みを行った。

### (1) 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系の見直しの検討

- ✓ IT 技術の進展等による金融システムを取り巻く環境の変化を踏まえ、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を設置し、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する等の考え方の下、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手しており、平成 30 年 6 月に中間整理として公表した。
- IT 技術の進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、制度面の課題について更なる検討を行っていく。

### (2) フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- ✓ 金融機関とフィンテック企業の連携や、フィンテック企業によるイノベーションを促す環境の整備を目指し、所要の政府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組を進めた。これにより、平成 30 年 3 月現在、インターネットバンキングを提供している全銀行(130 行)がオープン API の導入を表明している。
- 金融機関による多様で利便性の高い金融サービスの提供を実現するため、金融機関と電子決済等代行業者の連携・協働が円滑に進むよう、引き続き必要な環境整備に取り組んでいく。

### (3) サイバーセキュリティ

- ✓ 金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るため、2回目となる金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施したほか、サイバーセキュリティ対策の改善に進展が見られない金融機関に対しては、オンサイトでの確認を実施した。

- ✓ さらに、大手金融機関に対しては、脅威ベースのペネトレーションテストを懲慥したほか、海外大手行とのギャップ分析を行い、結果をフィードバックすることで対策強化を促した。
- 過去2回の演習を通じて一定の知見が蓄積したことから、業務特性を反映した業態毎のシナリオとする等、より効果的な演習を実施するほか、実態把握を継続的に実施することや、改善に進展が見られない金融機関に対してはオンサイトも活用し的確に対応していく。加えて、大手金融機関に対しては海外大手行の先進的な取組みとのギャップを埋めるため、高度化を促していく。

#### (4) 仮想通貨（暗号資産）

- ✓ 仮想通貨交換業者については、平成 29 年 8 月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、登録審査を行い、濃淡をつけたモニタリングを実施するとともに、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施した。また、顧客からの預かり資産が外部流出した事案を踏まえ、業者に対して立入検査等を実施した結果問題が判明した業者に対し、業務改善命令等を通じて態勢整備を促した。
- ✓ また、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、平成 30 年 4 月より議論を開始した。
- 利用者保護等の観点から、仮想通貨（暗号資産）を取り巻く環境やビジネスの変化に応じた登録及びモニタリングを強化するとともに、「仮想通貨交換業等に関する研究会」において制度的な対応について幅広い観点から議論を行う等、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題に適切に対応していく。

# 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

## < 概要 >

金 融 庁





# 「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

## 背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

## 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

## 基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
  - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

# 金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害対策本部の設置・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•災害対策本部の設置・運営に関する庶務</li> <li>•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理</li> <li>•外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整</li> <li>•職員の参集・配置に関する総合調整</li> <li>•災害対応に係る文書の記録・保存</li> <li>•国会及び取材への対応</li> </ul> </li> <li>➢金融市場等における状況の確認</li> <li>➢金融機関における状況の確認</li> <li>➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信</li> <li>➢金融機関に対する被災者支援の要請</li> <li>➢被災者等からの相談受付</li> <li>➢EDINETの管理・運用</li> <li>➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢行政資源の被災状況の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•職員の安否確認</li> <li>•本庁舎の設備等の被災状況の確認</li> </ul> </li> <li>➢庁内情報システムの管理等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内情報システムの障害への対応</li> <li>•金融庁行政情報化LANシステムの運用</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD     A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] &lt;--&gt; B["金融庁 災害対策本部"]     B &lt;--&gt; C["金融機関 取引所 決済機関等"]     B --&gt; D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"]     A -- "迅速な情報収集・提供" --&gt; B     C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --&gt; B     B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --&gt; D                     </pre> </div>

# 想定災害発生時における職員の参集体制

## 非常時参集要員

## 災害発生時の対応

### ① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

### ② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

## 業務継続のための執務環境の整備

### 庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

### 備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

### 通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

### 行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

### 広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

## 今後の取組み・本計画の見直し

### 今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

### 訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。